

岩国市屋外広告物等に関する条例の手引

令和8年7月

目次

序章 はじめに

第1章 岩国市屋外広告物等に関する条例の制度の概要

1 屋外広告物の定義	3
2 制度の枠組	6

第2章 基準の解説

基準の見かた	19
第1種制限地域	21
第2種制限地域	25
第3種制限地域	29
第4種制限地域	33
許可地域	36
案内誘導広告物	43
特定屋内広告物	44

第3章 手続等

1 手続	45
2 表示者・設置者・管理者の義務	63
3 許可期間と手数料	64
4 違反広告物に対する措置	65
5 その他の事項	66

序 章 はじめに

岩国市においては、令和2年10月1日から山口県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物等の許可等の事務を行ってまいりました。

しかしながら、一方で、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けては、重要文化的景観に選定された「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の区域内について、山口県屋外広告物条例よりもきめ細やかで定量的な基準を設定するなど、より実効性のある制度が求められていました。

こうしたことから、本市では山口県から屋外広告物等に係る条例制定権の移譲を受け、令和7年12月23日付で「岩国市屋外広告物等に関する条例」を制定し、令和8年7月1日から施行することとなりました。

この手引は、「岩国市屋外広告物等に関する条例」の概要を図表等を用いてわかりやすく説明するために作成したものです。条例等で定めた屋外広告物の設置を禁止する物件や制限を行う地域や場所、屋外広告物の規模や数などの基準について、市民や事業者の皆様はその内容を御理解いただくことを目的に作成しています。さらに、必要な手続の流れや提出書類等についても、わかりやすくお示しすることを目的としています。

岩国市景観ビジョンの理念である『自然と歴史を未来へつなごう 美しい景観のまち岩国』の更なる実現に向けて、本手引に掲げる内容への御理解と御協力をお願いします。

第 1 章 岩国市屋外広告物等に関する条例の制度の概要

1 屋外広告物の定義

屋外広告物は、次の四つの要件を全て満たしている広告物をいいます。

■ 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

「常時又は一定の期間継続して表示」とは、定着して表示されるものを指し、街頭で配布されるチラシなど定着性のないものは該当しません。これらは電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。

また、夜間はシャッターで表示されなくなる場合も一定期間継続して表示されていることとなります。

■ 屋外で表示されるものであること。

建物や乗り物の内部に表示されるものは該当しません。

■ 公衆（不特定多数の人々）に対して表示されるものであること。

駅や工場、野球場等で、その構内にいる特定の人に対して表示されるものは該当しません。また、文字や絵などにおいて一定のイメージ等が表示されていないものは屋外広告物としては取り扱いません。

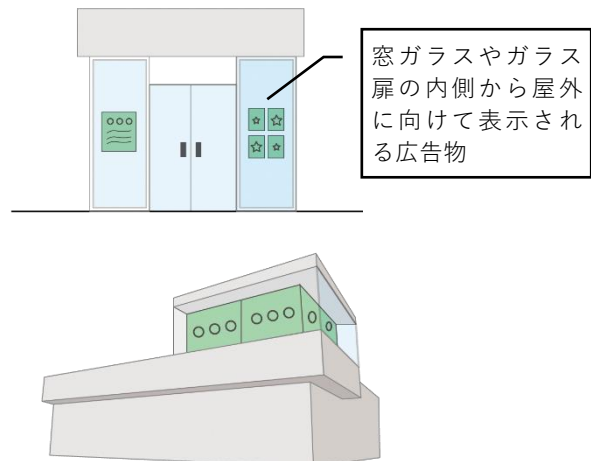
■ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は、表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

「その他の工作物等」とは、本来、屋外広告物の表示の目的を持ったものでない塀、道路上の柵、煙突等を指しており、これらを利用して表示するものも屋外広告物に含めません。ただし、音響等による宣伝や単に光を発するものは、屋外広告物に該当しません。

※特定屋内広告物（屋外広告物には分類されませんが、申請対象となる場合があります）

次のいずれかの広告物

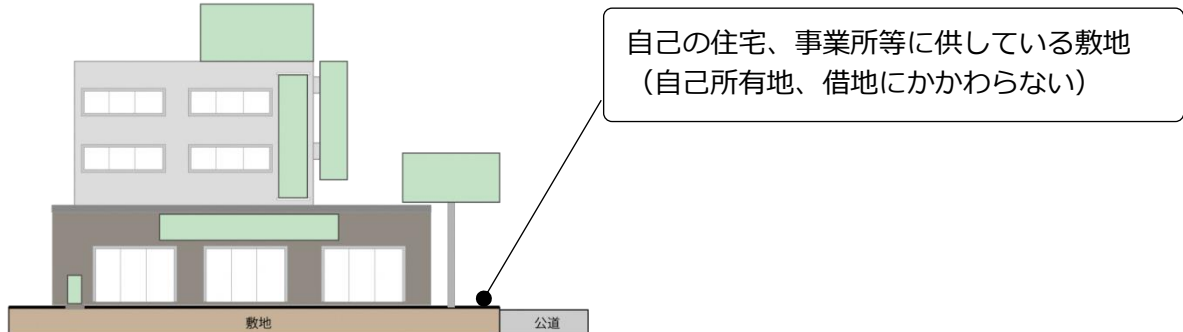
- 1) 建物の窓ガラスやガラス扉などの内側の面に直接描いたり、貼ったりするなどして、常時又は一定の期間、継続して屋外の公衆に表示される広告物
- 2) 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物



広告物の分類

● 自家用広告物

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場その他これらに類する場所に表示・掲出する広告物等



● 管理用広告物

自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示・掲出する広告物等

(例：土地の管理者名を表示したもの等)



● 案内誘導広告物

自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場その他これらに類する場所への誘導のみを行うことを目的として表示・掲出する広告物等



● 一般広告物

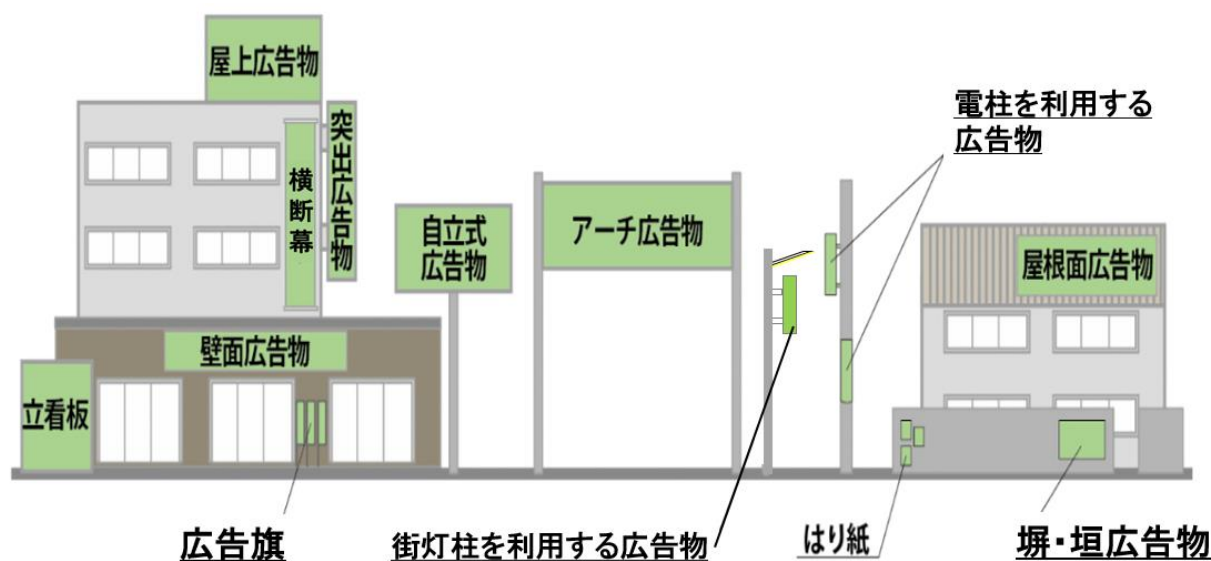
自家用広告物・管理用広告物・案内誘導広告物以外の広告物

(自己の店舗や事務所等が無い場所に表示する広告物となります。)



広告物の種類

(例)



No	名称	説明
1	屋上広告物	建築物の屋上に定着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（パラペット、転落防止柵等に表示し、又は設置するものを含み、気球広告及び建築物の壁面に密着させて表示し、又は設置するものを除く。）をいう。
2	壁面・屋根面広告物	建築物の壁面又は屋根面に密着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（はり紙等を除く。）をいう。
3	塀・垣広告物	塀、垣その他これらに類するものに密着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（はり紙等を除く。）をいう。
4	突出広告物	建築物の壁面に密着させずに、定着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
5	自立式広告物	木製、金属製等のもので、地上に建てて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
6	はり紙等	はり紙、ポスター、ピラ、はり札その他これらに類するものをいう。
7	立看板等	立看板、立札その他これらに類するものをいう。
8	横断幕等	横断幕、懸垂幕、のれんその他これらに類するものをいう。
9	広告旗等	広告旗、のぼりその他これらに類するものをいう。
10	電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件	電柱、街灯柱等から突き出し、若しくはこれらに巻きつけ、若しくは直接描いて表示する広告物（以下それぞれ「突出広告」、「巻付け広告」又は「直塗り広告」という。）又は突出広告を掲出する物件（立看板等を除く。）をいう。

2 制度の概要

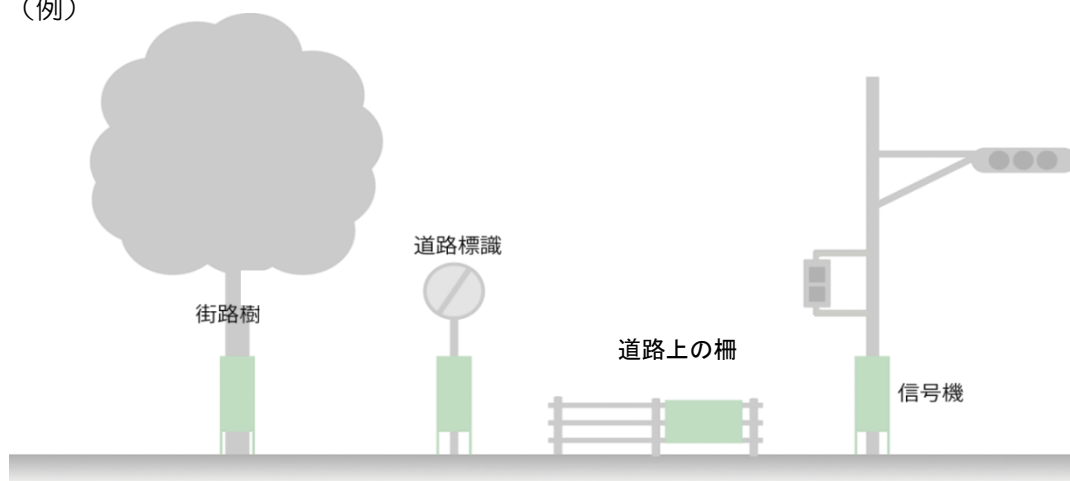
(1) 設置できない物件と禁止広告物

禁止物件等

次の物件等には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはいけません。

- 1 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- 2 街路樹
- 3 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上の柵、駒止め及び里程標
- 4 電柱又は街灯柱で、市長が指定するもの（※）
- 5 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 6 銅像、神仏像及び記念碑
- 7 道路の路面

(例)

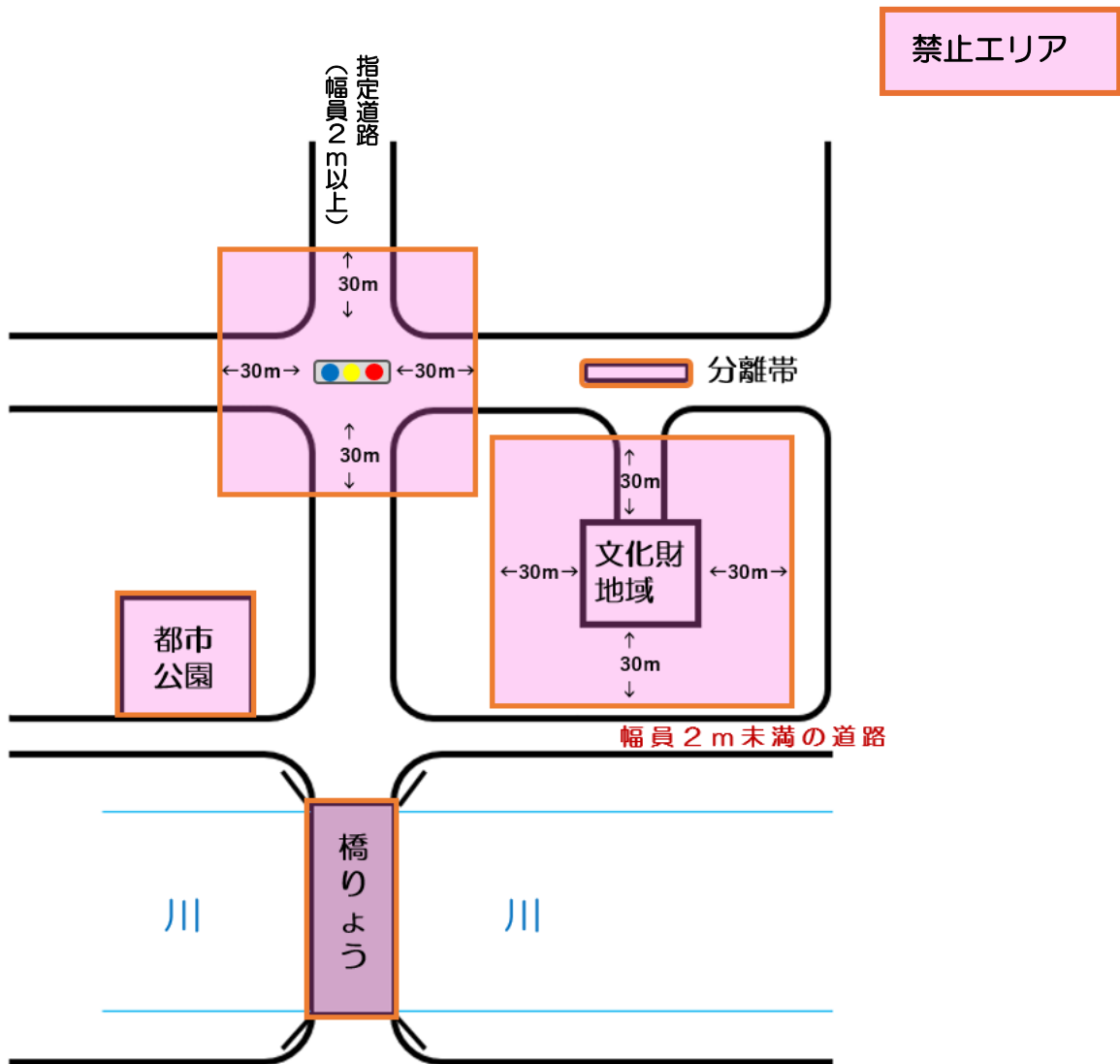


※「電柱又は街灯柱で、市長が指定するもの」について、次の範囲に設置されている電柱や街灯柱には、屋外広告物を表示等できません。

- 指定された道路の区間内の交差点（交差する道路の幅員が2m未満のものを除く）から30m以内の道路上に設置された電柱・街灯柱等
- 道路の分離帯及び交差路上の路上施設に設置された電柱・街灯柱等
- 橋りょうに設置された電柱・街灯柱等
- 市跡、文化財等の地域から30m以内に設置された電柱・街灯柱等
- 都市公園に準ずる公園に設置された電柱・街灯柱等

参考図

禁止エリア例



禁止広告物

良好な景観若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止の観点から、表示又は設置することが禁止されている広告物のことを示します。

- 1 汚損、退色、塗料等の剥離又は破損により景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- 2 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 3 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの
- 4 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(2)地域の指定

広告物の表示について、景観に配慮した基準が適用される**制限地域**（屋外広告物条例ガイドライン（国土交通省通達）における禁止地域をいう。）と、一定の許可基準に沿って市長の許可を得れば広告物の表示等ができる**許可地域**の指定を行います。

■制限地域

- ・一般広告物の表示等は禁止します。
- ・自家用広告は、許可基準に適合したものについては市長の許可を得て表示・掲出が可能となります。（小規模なもの等は許可申請が不要な場合もあります。）

■許可地域

- ・一般広告物も自家用広告物も、許可基準に適合したものについては市長の許可を得て表示・掲出が可能となります。（自家用広告物のうち、小規模なもの等は許可申請が不要な場合もあります。）

	一般広告物	自家用広告物	
		小規模なもの等	
制限地域	表示・掲出できない	許可基準に適合したものは市長の許可を得て表示・掲出ができる	許可申請なく表示・掲出ができる（許可基準に適合したもの）
許可地域	許可基準に適合したものは市長の許可を得て表示・掲出ができる		

制限地域（4種類）

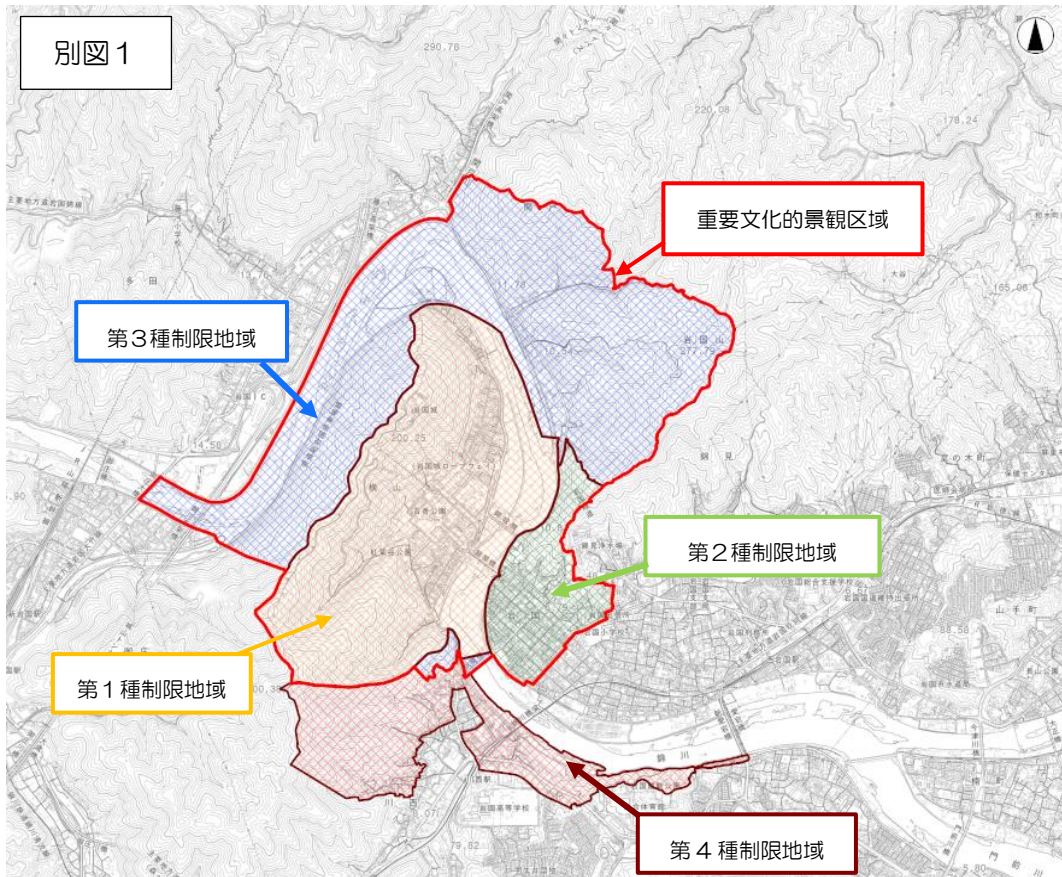
	該当地区・区域
第1種制限地域	重要文化的景観区域（横山景観重点地区、名勝錦帯橋指定区域）：別図1参照
第2種制限地域	重要文化的景観区域（岩国景観重点地区）：別図1参照
第3種制限地域	重要文化的景観区域（横山・岩国景観重点地区、名勝錦帯橋指定区域を除く）：別図1参照

第4種制限地域	<p>○<u>錦帯橋風致地区（重要文化的景観区域及び錦川左岸の地域を除く）</u>：別図1参照</p> <p>○<u>山口県文化財保護条例の規定により指定された文化財の周囲・地域</u>：別図2及び別表1参照</p> <p>山口県指定有形文化財の周囲、県指定名勝、県指定天然記念物</p> <p>○<u>岩国市文化財保護条例の規定により指定された文化財の周囲</u>：別図2及び別表2参照</p> <p>岩国市指定有形文化財（建造物）、市指定有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念物</p> <p>○<u>指定道路の区間・地域（ただし、許可地域に示す区間・地域は除く）</u></p> <p>〈指定道路〉：別図3参照</p> <p>高速自動車国道（中国縦貫自動車道、山陽自動車道吹田山口線）</p> <p>一般国道（2号、187号、188号、376号、434号、437号）</p> <p>県道（岩国玖珂線、藤生停車場錦帯橋線）</p> <p>〈地域〉指定道路から展望することができる地域：別図5参照</p> <p>高速自動車国道に接続する両側各500m以内の地域</p> <p>一般国道・県道に接続する両側各100m以内の地域</p> <p>○<u>山陽新幹線・山陽本線から展望することができる地域〔鉄道の区間（線路（線路に接続する道路を含む。）に10戸以上の家屋が連たんして接続する区間を除く。）に接続する地域〕</u>：別図5参照</p> <p>山陽新幹線に接続する両側各500m以内の地域</p> <p>山陽本線に接続する両側各100m以内の地域</p> <p>○<u>駅前広場</u>：別図3参照</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社岩国駅前広場、新岩国駅前広場</p>
---------	---

許可地域（1種類）

	該当地区・区域
許可地域	<p>○<u>指定道路のうち下記の示す区間・地域</u>：別図3、4参照</p> <p>指定道路の区間のうち、10戸以上の家屋が連たんして接続する区間に接続する両側各10m以内の地域</p> <p>一般国道2号のうち、和木町との境界線から岩国四丁目岩国トンネル入口までの区間に接続する両側各10m以内の地域</p> <p>一般国道188号のうち、麻里布町一丁目一般国道2号との分岐点から南岩国駅前までの区間に接続する両側各10m以内の地域</p> <p>○<u>指定道路から展望することができる地域に接続する地域</u>：別図5参照</p> <p>高速自動車国道の両側各500m～1,000mの地域</p> <p>一般国道・県道の両側各100m～500mの地域</p> <p>○<u>鉄道等の区間別図</u></p> <p>山陽新幹線（高架の区間）、山陽本線（高架の区間）</p>

	<p>○山陽新幹線・山陽本線から展望することができる地域に接続する地域：別図5参照</p> <p>山陽新幹線の両側各 500m～1,000mの地域</p> <p>山陽本線の両側各 100m～500mの地域</p> <p>○駅前広場に接続する地域：別図3参照</p> <p>「第4種制限地域の駅前広場」に接続する 10m以内の地域</p>
--	--



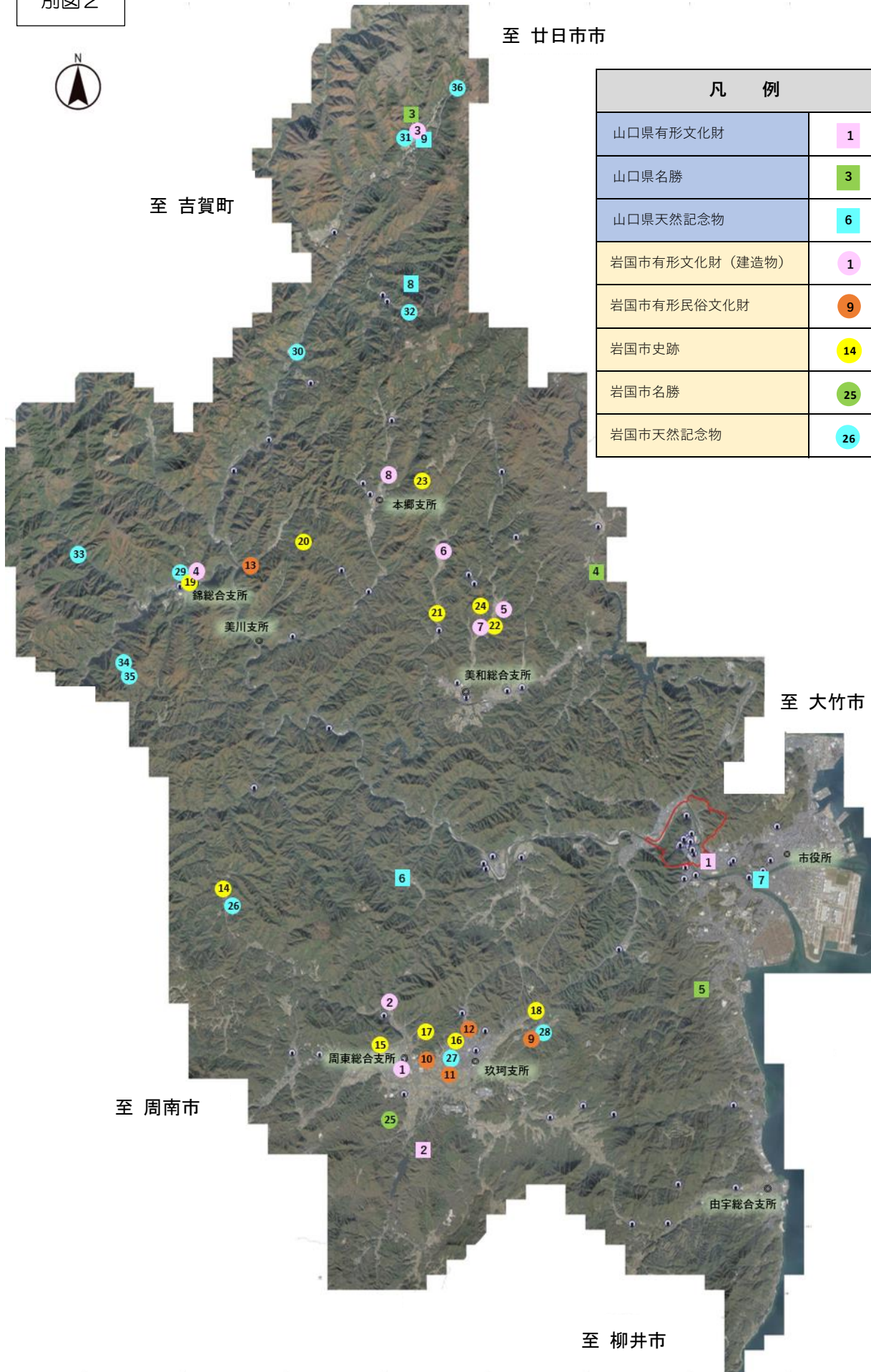
別図2



至 廿日市市

至 吉賀町

凡 例	
山口県有形文化財	1
山口県名勝	3
山口県天然記念物	6
岩国市有形文化財（建造物）	1
岩国市有形民俗文化財	9
岩国市史跡	14
岩国市名勝	25
岩国市天然記念物	26



至 大竹市

至 周南市

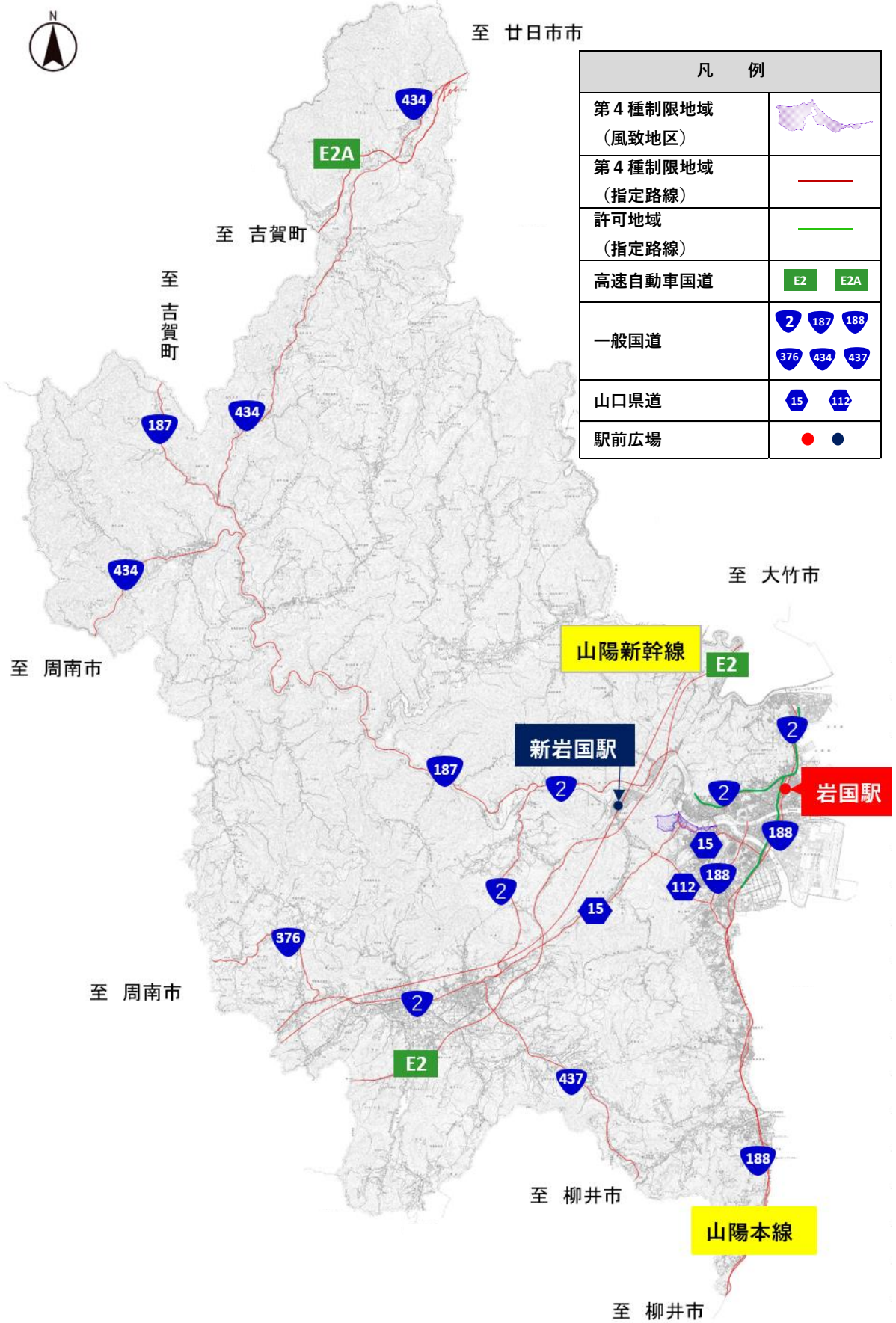
至 柳井市

別表1 制限地域として指定する山口県指定文化財の周囲

No.	地区	指定区分・種別	名 称
1	岩国	有形文化財	岩国学校校舎
2	周東	有形文化財	極楽寺薬師堂
3	錦	名勝	寂地峡
4	美和	名勝	弥栄峡
5	岩国	名勝	松巖院庭園
6	岩国	天然記念物	岩国市二鹿のシャクナゲ群生地
7	岩国	天然記念物	岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群
8	錦	天然記念物	大原のシャクナゲ群生地
9	錦	天然記念物	宇佐八幡宮のスギ巨樹群

別表2 制限地域として指定する岩国市指定文化財の周囲

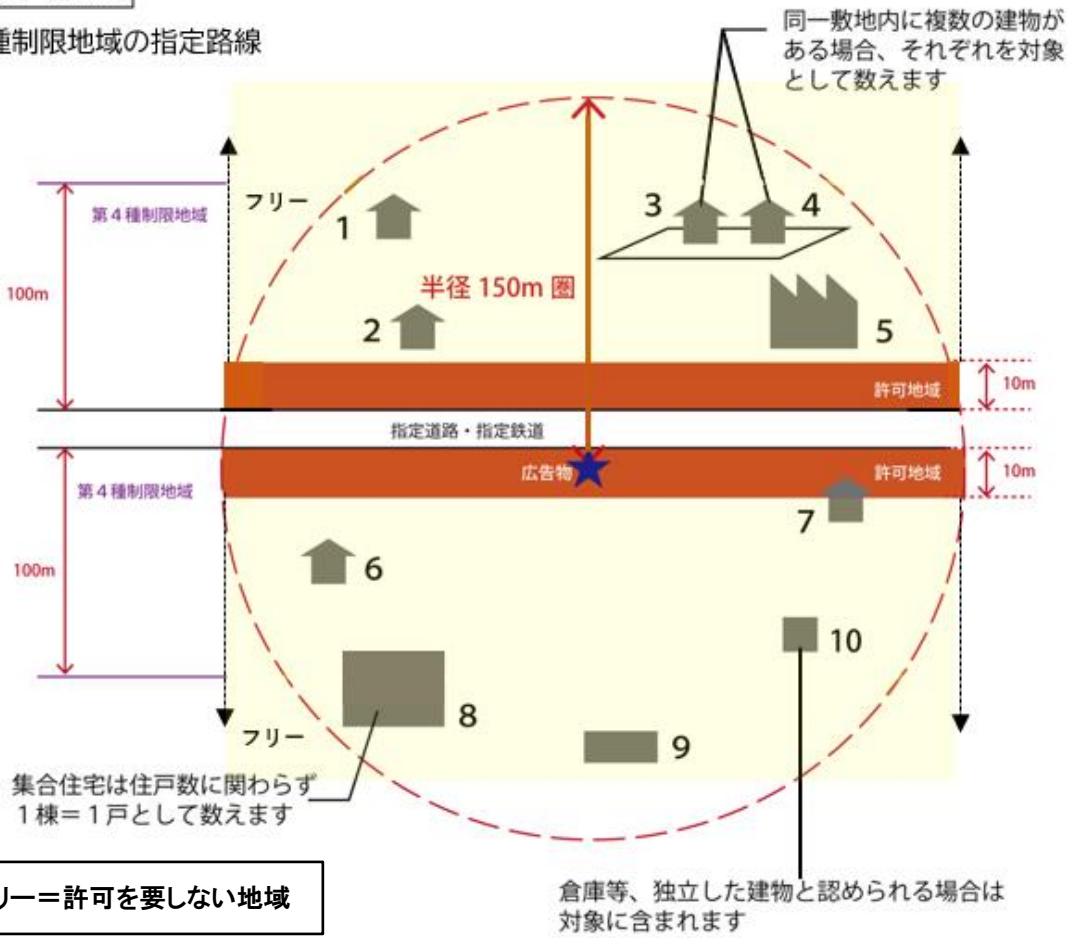
No.	地区	指定区分・種別	名 称
1	周東	有形文化財・建造物	松林山受光寺鐘楼門
2	周東	有形文化財・建造物	鮎原剣神社穹崇橋
3	錦	有形文化財・建造物	宇佐八幡宮神殿
4	錦	有形文化財・建造物	広瀬八幡宮神殿及び横町
5	美和	有形文化財・建造物	生見八幡宮本殿
6	美和	有形文化財・建造物	速田神社本殿
7	美和	有形文化財・建造物	生見中村観音堂
8	本郷	有形文化財・建造物	石造五重層塔
9	玖珂	有形民俗文化財	石風呂
10	玖珂	有形民俗文化財	千束の妙見道の道標
11	玖珂	有形民俗文化財	有延の二井寺道の道標
12	玖珂	有形民俗文化財	谷津下の弥山道の道標
13	錦	有形民俗文化財	府谷三本松治水功績碑
14	周東	史跡	井上豊後守就正墓
15	周東	史跡	北方古墳
16	玖珂	史跡	筏山古墳移築石室
17	玖珂	史跡	白田古墳の遺構
18	玖珂	史跡	周防源氏武田氏屋敷跡及び墓所
19	錦	史跡	渡辺飛騨守宝篋印塔及び関係宝篋印塔
20	錦	史跡	早尾坂漆ヶ坪一里塚
21	美和	史跡	当村餓死人三百人之墓
22	美和	史跡	芥川龍之介父系菩提寺（芥川龍之介父子碑）
23	美和	史跡	処刑場跡
24	美和	史跡	高森城址
25	周東	名勝	通化寺庭園
26	周東	天然記念物	河内神社社叢
27	玖珂	天然記念物	菅原神社のモミノキ2本、サカキ1本
28	玖珂	天然記念物	春日神社の大杉
29	錦	天然記念物	権現山巨樹群
30	錦	天然記念物	上須川河内神社の大杉
31	錦	天然記念物	宇佐玉蔵寺のコウヤマキ
32	錦	天然記念物	大原明神社の大スギ
33	錦	天然記念物	木谷の宮モミジ
34	錦	天然記念物	向畑のカツラの木
35	錦	天然記念物	向畑の左近桜
36	錦	天然記念物	寂地の満州菩提樹群生地



別図4

家屋10戸連たん

第4種制限地域の指定路線

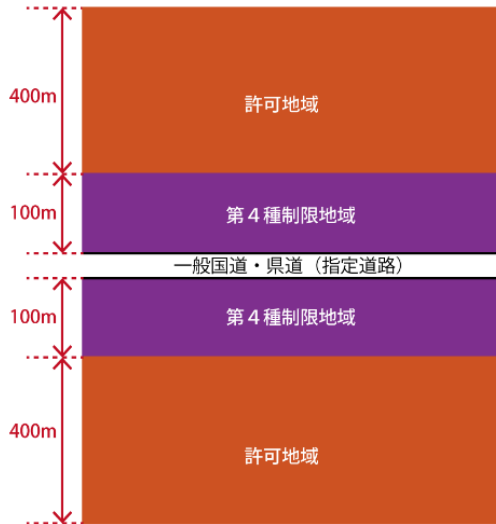


別図5

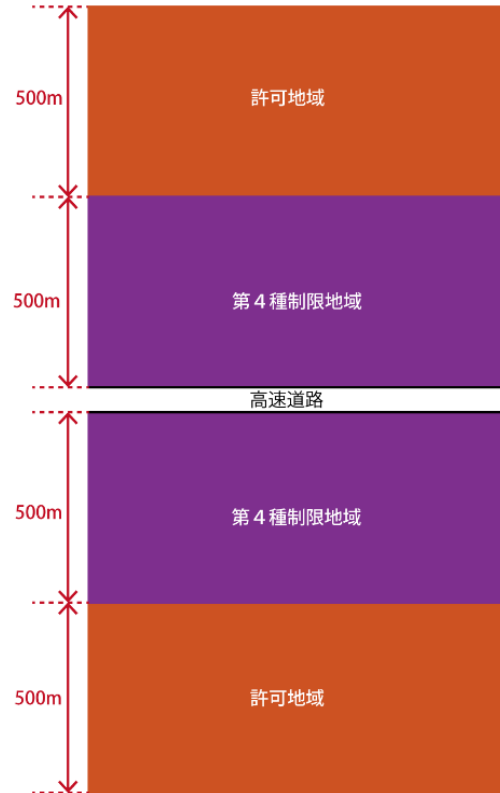
道路・鉄道等から展望することができる地域

道路規制概略図

一般国道、山口県道の場合

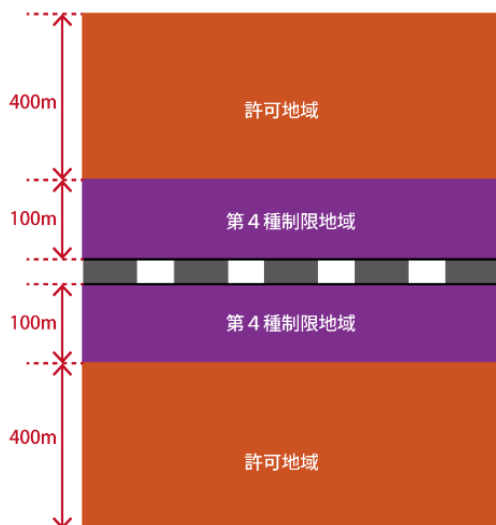


高速道路の場合

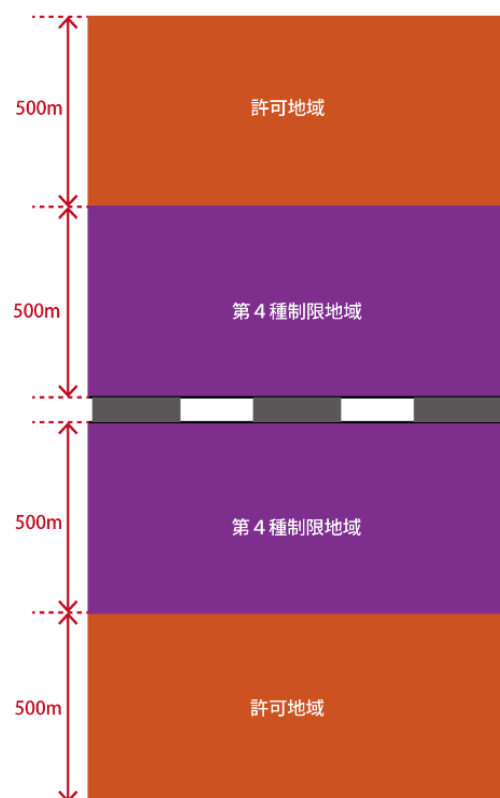


鉄道規制概略図

山陽本線の場合



山陽新幹線の場合



(3)適用除外広告物

以下の広告物については、禁止物件や制限地域、許可地域の規制の適用が除外されます。

ア 許可申請なく表示が可能なもの

広告物の種類	適用除外基準	禁止物件	制限地域	許可地域
法令の規定により表示・掲出する広告物等	—	○	○	○
国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示・掲出する広告物等	—	○	○	○
公職選挙法による選挙運動のために表示・掲出する広告物等	—	○	○	○
政治資金規正法第6条第1項の規定による届出をした政治団体がその政治活動のために表示・掲出する広告物等	—	○	○	○
国及び地方公共団体以外の者が公共的目的を持って表示・掲出する広告物等	□制限地域・許可地域ごとの自家用広告物の共通基準に適合すること □表示面積が5㎡以下	○	○	○
公益上必要な施設又は物件で市長が指定するもので寄贈者名等を表示・掲出する広告物等	□市長が指定するもの ・国旗掲揚塔 ・時計塔 ・噴水施設 ・信号機 ・都市公園並びにこれに準ずる公園に設置されたベンチ、くずかご及び照明施設 ・バス停留所標示施設 ・一般国道及び県道に設置された街灯柱 □寄贈者名等の表示面積が物件の面積の5分の1以下でかつ0.5㎡以下 □寄贈者名等の表示数は1施設又は1物件につき原則として1個	○	○	○
管理用広告物	□許可地域の自家用広告物の共通基準に適合すること	○	○	○
自家用広告物	□制限地域・許可地域ごとの自家用広告物の共通基準・個別基準に適合すること □一の事業所等につき自家用広告物及び特定屋内広告物の表示面積の合計が次の基準値以下であること 第1種・第4種制限地域 5㎡以下 第2種・第3種制限地域 10㎡以下 許可地域 10㎡以下	×	○	○
講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示・掲出する広告物等	—	×	○	○

(○：表示可、×：表示不可)

広告物の種類	適用除外基準	禁止物件	制限地域	許可地域
一時的に表示・掲出する広告物等	<input type="checkbox"/> 制限地域・許可地域ごとの自家用広告物の共通基準に適合すること <input type="checkbox"/> 表示・設置期間が30日以内 <input type="checkbox"/> 表示・設置年月日並びに表示・設置者又は管理者の住所及び氏名が明示されたもの。ただし、冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物等については対象外とする。	×	○	○
人、動物、車両、船舶等に表示・掲出する広告物等	—	×	○	○

(○：表示可、×：表示不可)

イ 許可申請により表示が可能となるもの

広告物の種類	許可基準	禁止物件	制限地域	許可地域
自家用広告物	■制限地域 ・制限地域ごとの自家用広告物の共通基準・個別基準に適合すること ・一の事業所等につき自家用広告物及び特定屋内広告物の表示面積の合計が次の基準値であること 第1種制限地域 5㎡を超え10㎡以下のもの 第2種制限地域 10㎡を超え20㎡以下のもの 第3種制限地域 10㎡を超え30㎡以下のもの 第4種制限地域 5㎡を超えるもの ■許可地域 ・許可地域の自家用広告物の共通基準・個別基準に適合すること ・一の事業所等につき自家用広告物の表示面積の合計が次の基準値であること 許可地域 10㎡を超えるもの	×	○	○
案内誘導広告物	<input type="checkbox"/> 第1種・第2種制限地域内で事業活動を行う事業者 <input type="checkbox"/> 1面1㎡以下かつ合計2㎡以下 <input type="checkbox"/> 一の誘導先につき3個以下 <input type="checkbox"/> 制限地域ごとの共通基準・個別基準に適合すること <input type="checkbox"/> 表示内容は、名称、方向、距離等、案内誘導のために必要な最小限の表示とする	×	○	/

(○：表示可、×：表示不可)

第 2 章 基準の解説

基準の見かた

- 共通基準

広告物の種類に関係なく、全ての広告物に適用されるルールです。

- 色彩の表示

色彩を客観的に表す尺度として日本工業規格で使用されている「マンセル表色系」があり、ひとつの色彩は、「色相」「明度」「彩度」という三つの尺度の組み合わせによって表現されます。

【基礎知識】

色相 (しきそう) ……色あいの違い

色相は、いろあいの違いを表します。10 種類の基本色 (赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫) をアルファベットの頭文字 (R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP) とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ表記します (例えば、5YR など)。

明度 (めいど) ……明るさの違い

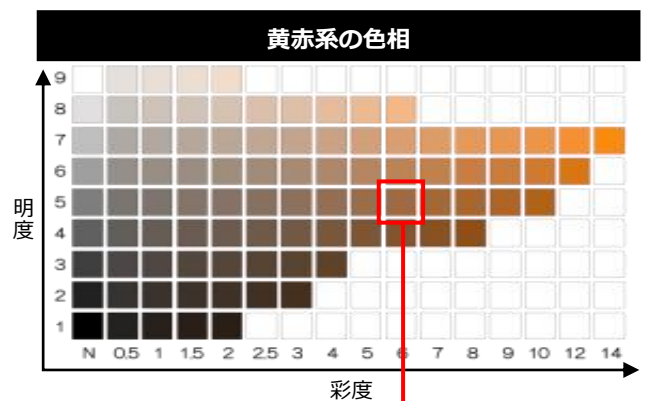
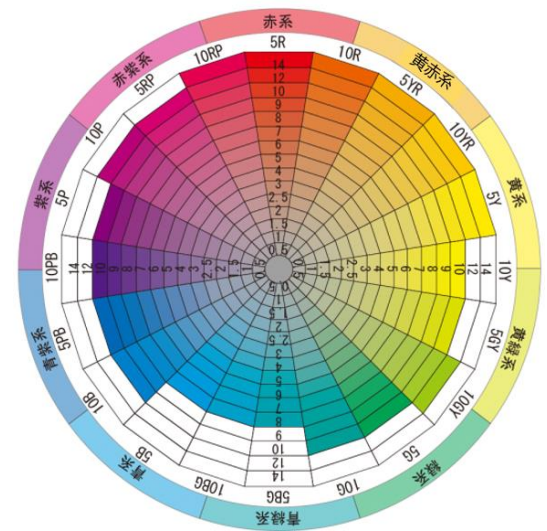
明度は、明るさの度合いを表し、明るさを 0 から 10 までの数値で示します。明るい色ほど数値が大きくなり、10 に近くなります。

彩度 (さいど) ……鮮やかさの度合い

彩度は、鮮やかさの度合いを表し、鮮やかさを 0 から 14 までの数値で示します。白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤系や黄赤系などは 14、青緑系や青系などでは 8 となっています。

マンセル値

マンセル値は、色相、明度、彩度の三つの尺度を組み合わせ表記します。



マンセル値 (表記例) $\frac{5 \text{ YR}}{\downarrow}$ $\frac{5}{\downarrow}$ / $\frac{6}{\downarrow}$
色相 明度 彩度

● 「照明」における電飾表示について

デジタルサイネージとは

常時又は一定の期間、継続して公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が発光する広告物を言います。

発光ダイオード(LED)や液晶、電球などを用いて文字や動画を表示し、情報を発信するためのもので、掲示板、電光ニュース板、電光広告板、映像装置等、表示内容を変えることができるものを含みます。



電光広告板の例



ディスプレイ広告の例

ネオンサインとは

ネオンガスやアルゴンガスをガラス管に封入して電気を通すことで光を発する広告媒体

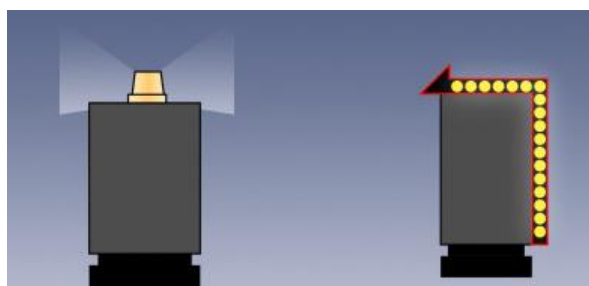


ネオンサインの例

回転灯その他の可動式照明、点滅式照明とは

回転灯（可動式照明）：光源を物理的に回転させる、または複数の光源を順次点灯させて、光が回転しているように見せる照明器具

点滅式照明：設定された一定の間隔で光源の点灯（ON）・消灯（OFF）を繰り返す照明器具



第1種 制限地域

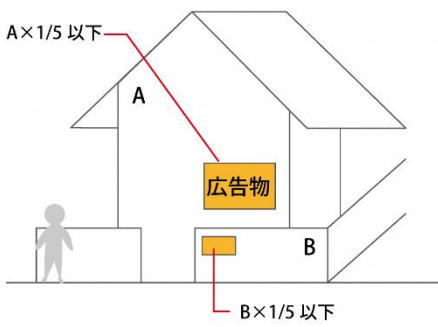
- 横山景観重点地区
- 名勝錦帯橋指定区域

○ 共通基準

	一般広告物	自家用広告物
総量制限	表示・掲出 禁止	<input type="checkbox"/> 1事業所当たり総表示面積 10 m ² 以下 (例外：p66 敷地面積による緩和措置)
景観計画との整合		<input type="checkbox"/> 景観計画で定める景観形成基準に適合すること
安全対策		<input type="checkbox"/> 危害防止上、次の事項に該当するものであること (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること
色彩等		<input type="checkbox"/> 蛍光色は使用禁止 <input type="checkbox"/> 地色は Y (黄)・YR (黄赤) 系を使用する場合は彩度 8 以下、それ以外は彩度 4 以下とする (* 写真、景観形成基準に適合した建築物に付属する和風の意匠ののれんは彩度の規定は適用しない)
照明		<input type="checkbox"/> 光源に色彩はつけない (内照式・外照式は設置可能) <input type="checkbox"/> 回転灯その他の可動式照明、ネオンサイン、点滅式照明、電光掲示板、デジタルサイネージ等を使用していないこと
適用除外		<input type="checkbox"/> 1事業所当たり総表示面積 5 m ² 以下は、申請なく掲出可能 <input type="checkbox"/> 第1種制限地域の共通基準及び個別基準を満たすもの

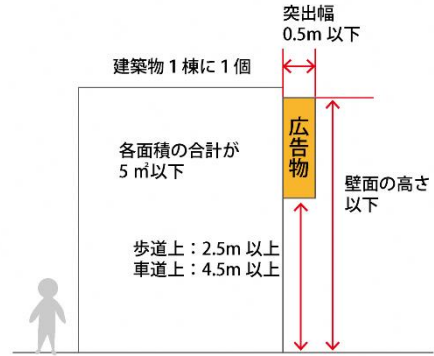
○ 自家用広告物の個別の基準

屋上広告物	
<input type="checkbox"/> 掲出不可	

壁面広告物 (塀等含む)	
<input type="checkbox"/> 壁面・塀等それぞれ各面の 1/5 以下とする <input type="checkbox"/> 面積の算定には、はり紙・特定屋内広告物を含む <input type="checkbox"/> 建築物等 (塀等) の端から突き出さないこと <input type="checkbox"/> 同一の表示内容のものは各面につき 1 個とする	<p>壁面・塀等それぞれ各面 1/5 以下 (面積算定には、はり紙・特定屋内広告物を含む)</p> 

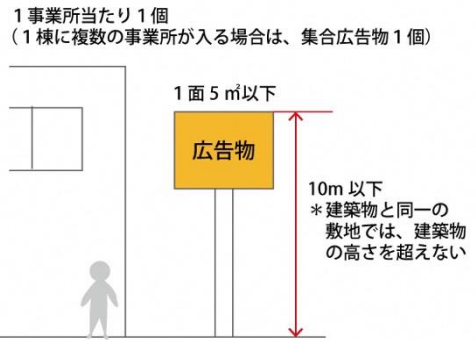
突出広告物

- 突出幅 0.5m 以下で各面積の合計が 5 m²以下とする
- 建築物等の壁面の高さ以下とする
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする
- 建築物 1 棟につき 1 個とする



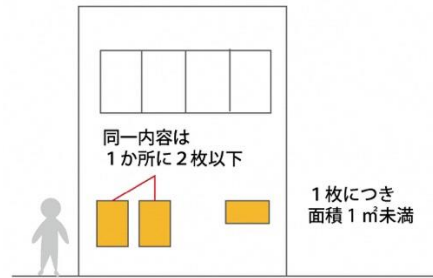
自立式広告物

- 1 面 5 m²以下とする
- 上端までの高さは 10m 以下とする（建築物と同一敷地の場合で建築物の高さが 10m 未満の場合、建築物の高さを超えない高さとする）
- 1 事業所当たり 1 個とする（1 棟の建築物に複数の事業所が入る場合、集合広告物 1 個とする）



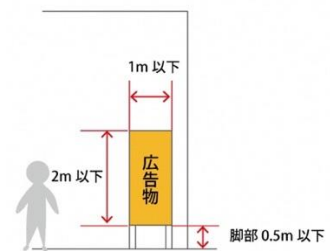
はり紙等

- 原則として 1 枚につき面積 1 m²未満
- 同一内容のものは一か所につき 2 枚以下（※特定屋内広告物を含む）



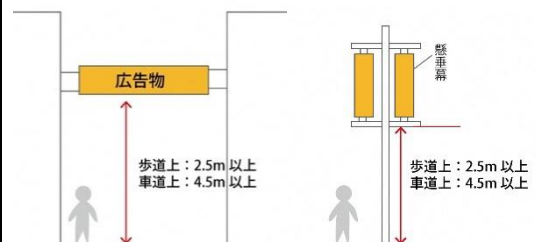
立看板等

- 大きさは、縦 2m 以下、横 1m 以下
- 脚部の長さは 0.5m 以下



横断幕等

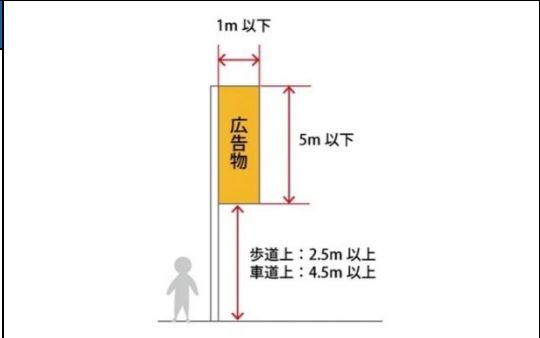
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



広告旗等

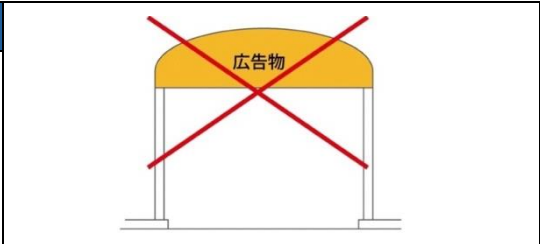
□大きさは、縦 5m 以下、横 1m 以下

□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



アーチ広告又はアーケード広告

□掲出不可



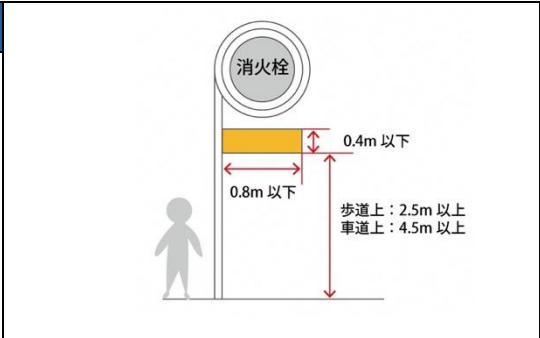
消火栓標識を利用する広告物

□設置する数は、1 本につき 1 個とする

□大きさは、縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下とする

□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする

□位置は標識板の下部で同一の方向とする



電柱又は街灯柱等を利用する広告物

□1 本につき突出広告 1 個及び巻付け広告又は直塗り広告 1 個までとする

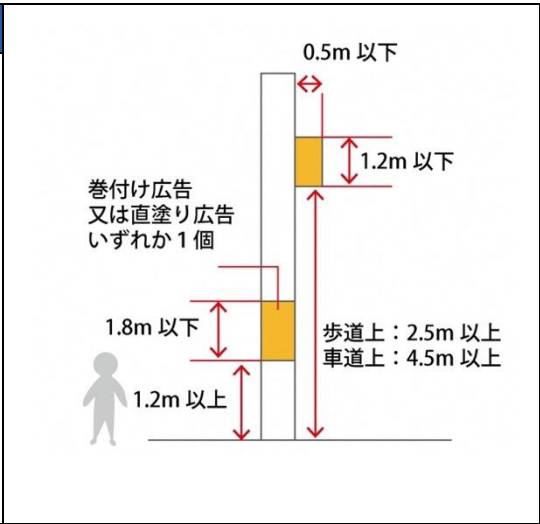
□支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること

□突出広告

- 大きさは縦 1.2m 以下、横 0.5m 以下
- 道路からの距離は、歩道上で 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上で 4.5m 以上とする

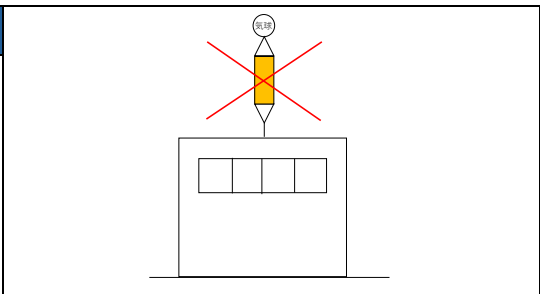
□巻付け広告又は直塗り広告

- 長さは 1.8m 以下
- 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m 以上

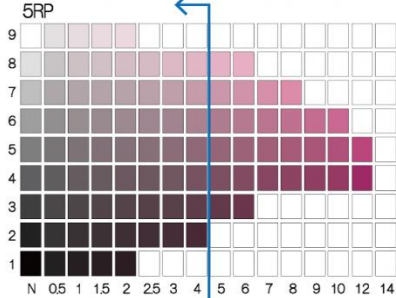
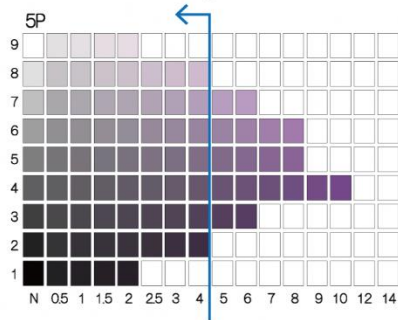
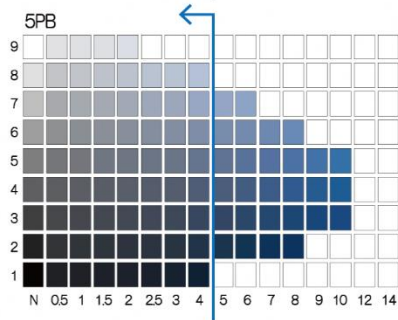
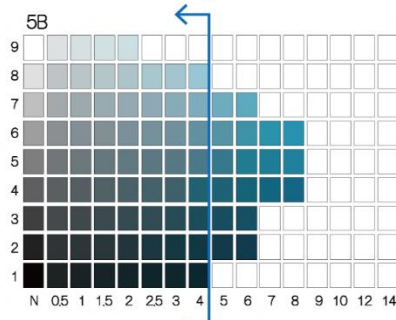
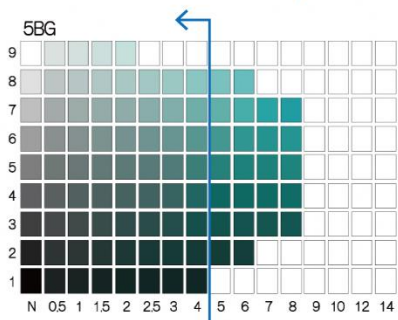
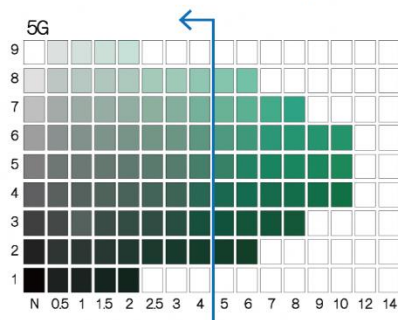
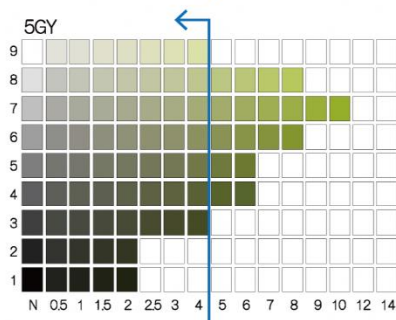
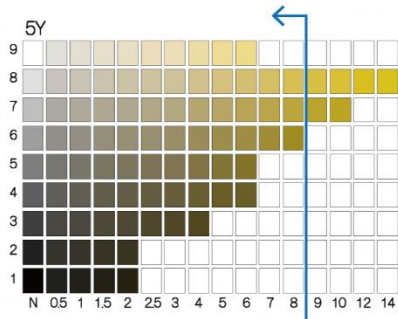
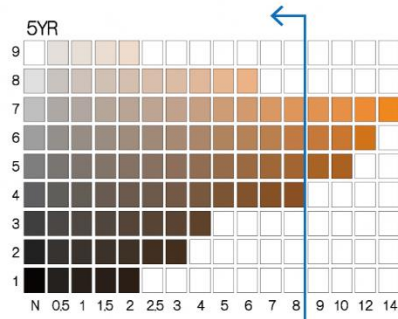
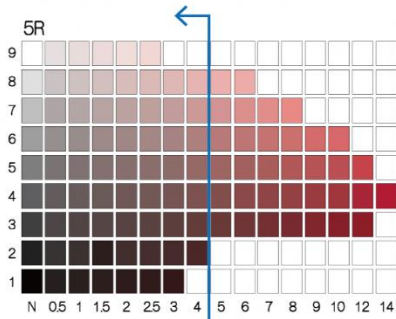
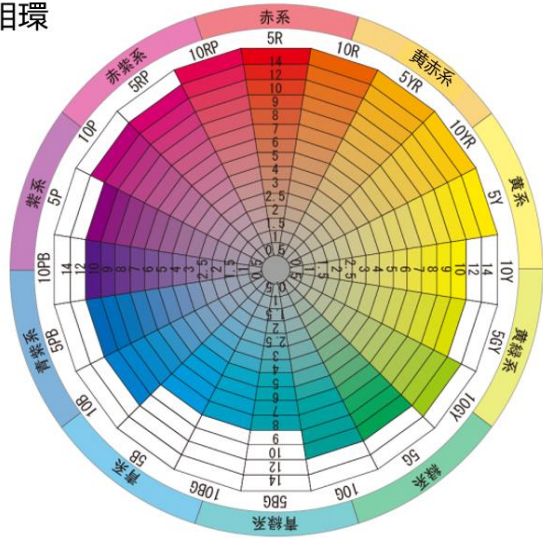


気球広告

□掲出不可



第1種 制限地域 色相環



※矢印はその彩度以下に抑えることを示す

第2種 制限地域

■岩国景観重点地区

○共通基準

	一般広告物	自家用広告物
総量制限	表示・掲出 禁止	<input type="checkbox"/> 1事業所当たり総表示面積 20 m ² 以下 (例外：p66 敷地面積による緩和措置)
景観計画との整合		<input type="checkbox"/> 景観計画で定める景観形成基準に適合すること
安全対策		<input type="checkbox"/> 危害防止上、次の事項に該当するものであること (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること
色彩等		<input type="checkbox"/> 蛍光色は使用禁止 <input type="checkbox"/> 地色に Y (黄)・YR (黄赤) 系を使用する場合は彩度 8 以下、G (緑)・GY (黄緑)・B (青)・BG (青緑) 系を使用する場合には彩度 7 以下、それ以外は彩度 4 以下とする (*写真、景観形成基準に適合した建築物に付属する和風の意匠ののれんは彩度の規定は適用しない)
照明		<input type="checkbox"/> 光源に色彩はつけない (内照式・外照式は設置可能) <input type="checkbox"/> 回転灯その他の可動式照明、ネオンサイン、点滅式照明、電光掲示板、デジタルサイネージ等を使用していないこと
適用除外		<input type="checkbox"/> 1事業所当たり総表示面積 10 m ² 以下は、申請なく掲出可能 <input type="checkbox"/> 第2種制限地域の共通基準及び個別基準を満たすもの

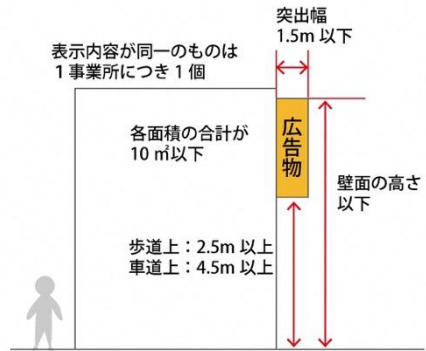
○自家用広告物の個別の基準

屋上広告物	
<input type="checkbox"/> 掲出不可 <input type="checkbox"/> ただし、軒や庇、下屋等に設置しその広告物の高さが 3m 以下で上端が大棟を超えないものは除く。 その場合、面積の基準は壁面広告物に準じる	

壁面広告物 (塀等含む)	
<input type="checkbox"/> 壁面・塀等それぞれ各面の 1/3 以下とする <input type="checkbox"/> 面積の算定には、はり紙・特定屋内広告物を含む <input type="checkbox"/> 建築物等 (塀等) の端から突き出さないこと <input type="checkbox"/> 同一の表示内容のものは各面につき 1 個とする	<p>壁面・塀それぞれ各面の 1/3 以下 (面積算定には、はり紙・特定屋内広告物を含む)</p>

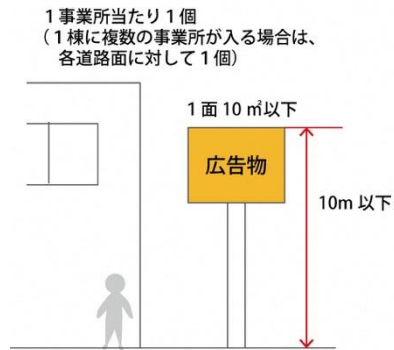
突出広告物

- 突出幅 1.5m 以下で各面積の合計が 10 m²以下とする
- 建築物等の壁面の高さ以下とする
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする
- 表示内容が同じものは 1 事業所につき 1 個とする



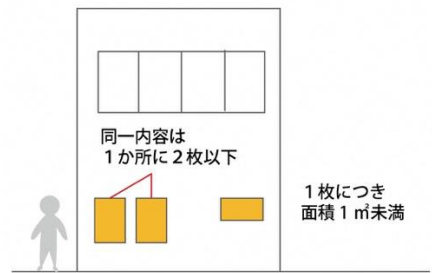
自立式広告物

- 1 面 10 m²以下とする
- 上端までの高さは 10m 以下とする
- 1 事業所当たり 1 個とする
- 事業所が複数の道路に面する場合、各道路面に対して 1 個とする



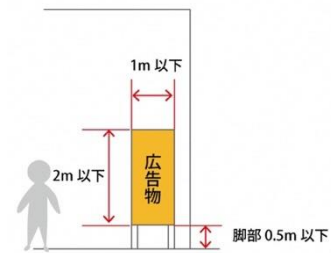
はり紙等

- 原則として 1 枚につき面積 1 m²未満
- 同一内容のものは 1 か所につき 2 枚以下 (※特定屋内広告物を含む)



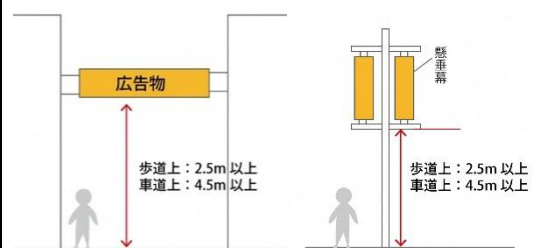
立看板等

- 大きさは、縦 2m 以下、横 1m 以下
- 脚部の長さは 0.5m 以下



横断幕等

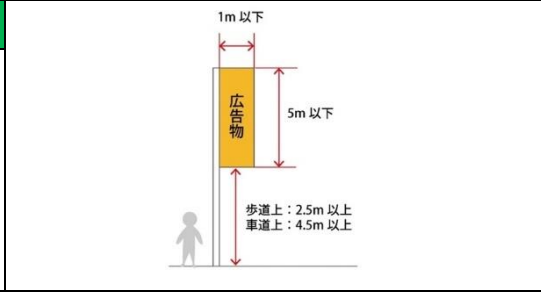
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



広告旗等

□大きさは、縦 5m 以下、横 1m 以下

□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



アーチ広告又はアーケード広告

□掲出不可



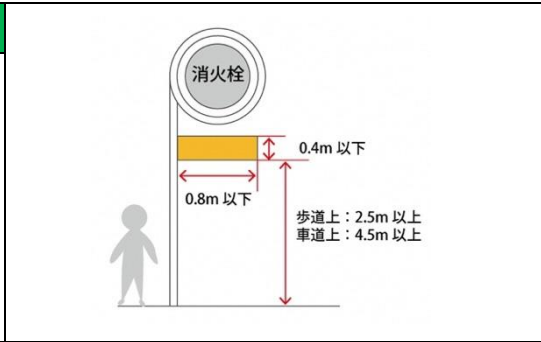
消火栓標識を利用する広告物

□設置する数は、1 本につき 1 個とする

□大きさは、縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下とする

□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする

□位置は標識板の下部で同一の方向とする



電柱又は街灯柱等を利用する広告物

□1 本につき突出広告 1 個及び巻付け広告又は直塗り広告 1 個までとする

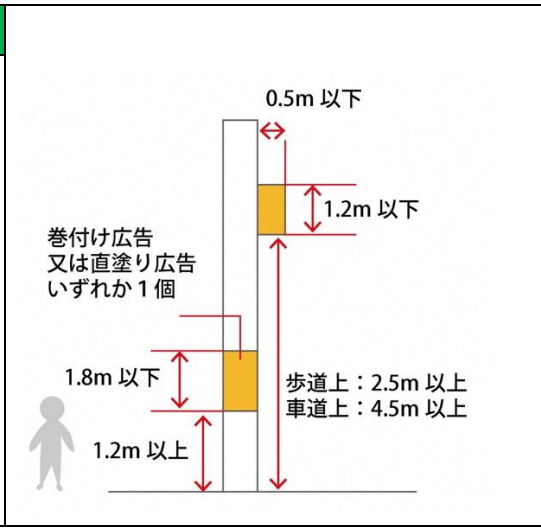
□支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること

□突出広告

- 大きさは縦 1.2m 以下、横 0.5m 以下
- 道路からの距離は、歩道上で 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上で 4.5m 以上とする

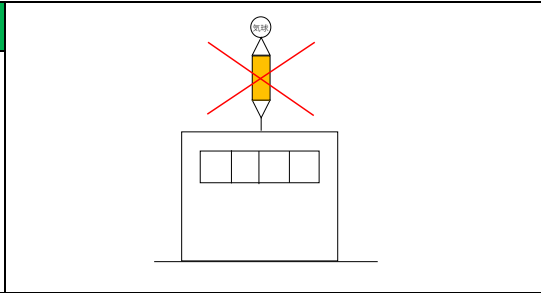
□巻付け広告又は直塗り広告

- 長さは 1.8m 以下
- 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m 以上



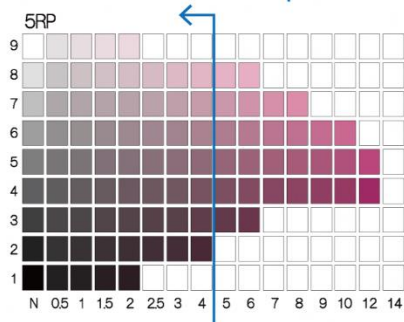
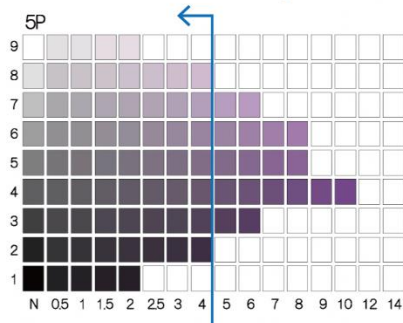
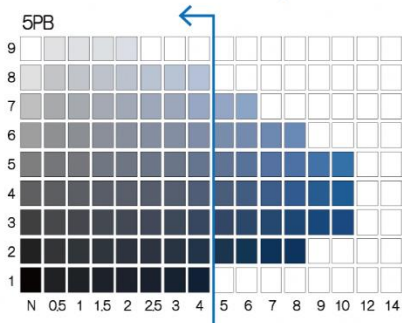
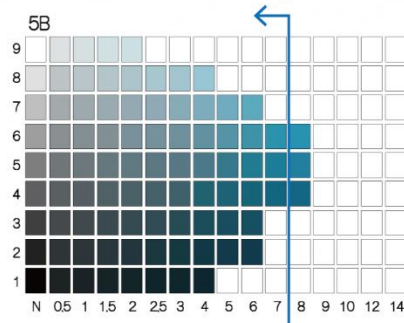
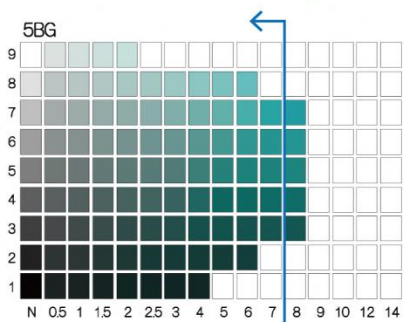
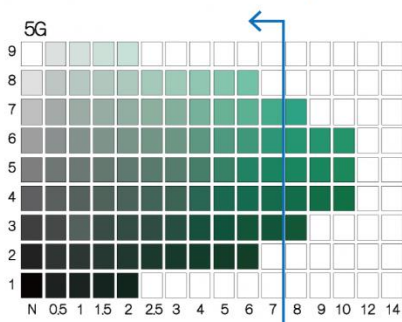
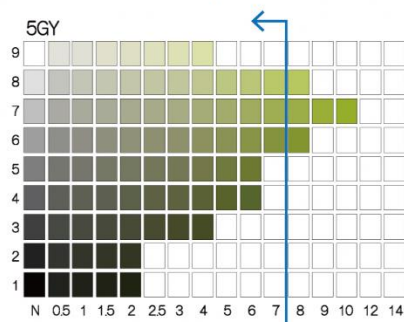
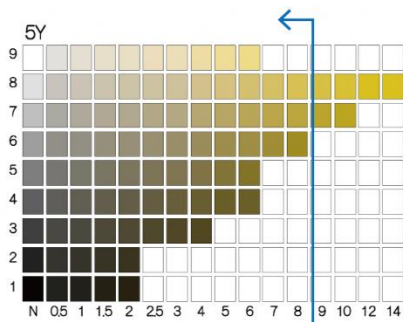
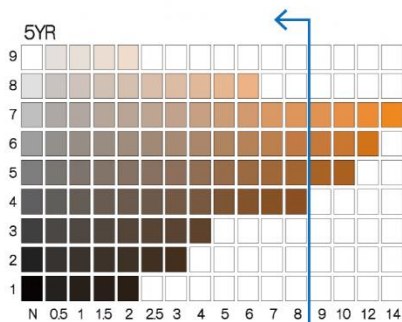
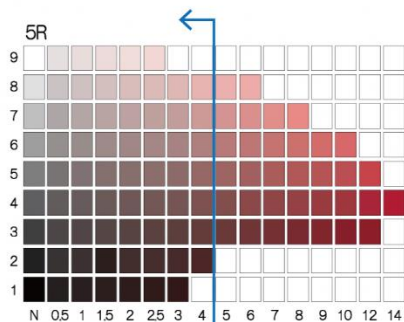
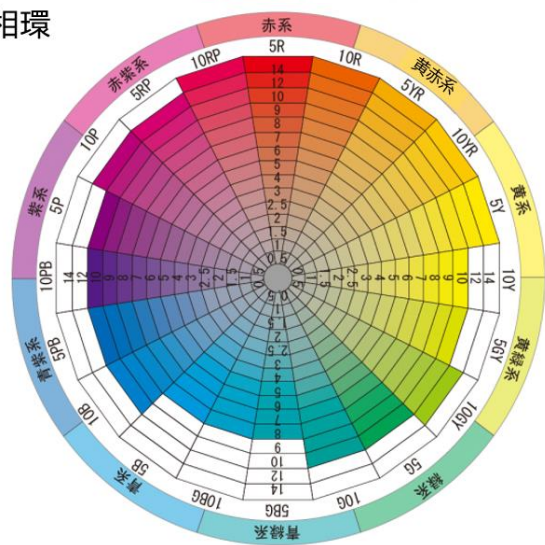
気球広告

□掲出不可



第2種 制限地域

色相環



※矢印はその彩度以下に抑えることを示す

第3種 制限地域

■重要文化的景観の選定区域

(ただし、横山・岩国景観重点地区及び名勝錦帯橋指定区域を除く)

○共通基準

	一般広告物	自家用広告物
総量制限	表示・掲出 禁止	<input type="checkbox"/> 1事業所当たり総表示面積 30 m ² 以下 (例外：p66 敷地面積による緩和措置)
景観計画との整合		<input type="checkbox"/> 景観計画で定める景観形成基準に適合すること
安全対策		<input type="checkbox"/> 危害防止上、次の事項に該当するものであること (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること
色彩等		<input type="checkbox"/> 蛍光色は使用禁止 <input type="checkbox"/> 地色に Y (黄)・YR (黄赤) 系を使用する場合には彩度8以下、G (緑)・GY (黄緑)・B (青)・BG (青緑) 系を使用する場合には彩度7以下、それ以外は彩度4以下とする (*写真は彩度の規定は適用しない)
照明		<input type="checkbox"/> 光源に色彩はつけない (内照式・外照式は設置可能) <input type="checkbox"/> 回転灯その他の可動式照明、ネオンサイン、点滅式照明、電光掲示板、デジタルサイネージ等を使用していないこと
適用除外		<input type="checkbox"/> 1事業所当たり総表示面積 10 m ² 以下は、申請なく掲出可能 <input type="checkbox"/> 第3種制限地域の共通基準及び個別基準を満たすもの

○自家用広告物の個別の基準

屋上広告物	
<input type="checkbox"/> 掲出不可 <input type="checkbox"/> ただし、軒や庇、下屋等に設置しその広告物の高さが3m以下で上端が大棟を超えないものは除く。その場合、その他の基準は壁面広告物の基準に準じる	

壁面広告物 (塀等含む)	
<input type="checkbox"/> 壁面・塀等それぞれ各面の 1/3 以下とする <input type="checkbox"/> 面積の算定には、はり紙・特定屋内広告物を含む <input type="checkbox"/> 建築物等 (塀等) の端から突き出さないこと <input type="checkbox"/> 同一の表示内容のものは各面につき1個とする	<p>壁面・塀それぞれ各面の 1/3 以下 (面積算定には、はり紙・特定屋内広告物を含む)</p>

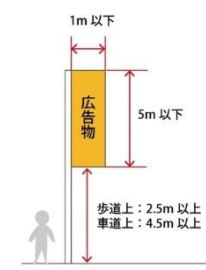
<p>突出広告物</p>	
<p>□突出幅 1.5m 以下で各面積の合計が 10 m²以下とする</p> <p>□建築物等の壁面の高さ以下とする</p> <p>□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする</p> <p>□表示内容が同じものは 1 事業所につき 1 個とする</p>	<p>表示内容が同一のものは 1 事業所につき 1 個</p> <p>各面積の合計が 10 m²以下</p> <p>歩道上：2.5m 以上 車道上：4.5m 以上</p> <p>突出幅 1.5m 以下</p> <p>壁面の高さ以下</p>

<p>自立式広告物</p>	
<p>□1面 10 m²以下とする</p> <p>□上端までの高さは 10m 以下とする</p> <p>□1 事業所当たり 1 個とする</p> <p>□事業所が複数の道路に面する場合、各道路面に対して 1 個とする</p>	<p>1 事業所当たり 1 個 (1 棟に複数の事業所が入る場合は、各道路面に対して 1 個)</p> <p>1 面 10 m²以下</p> <p>10m 以下</p>

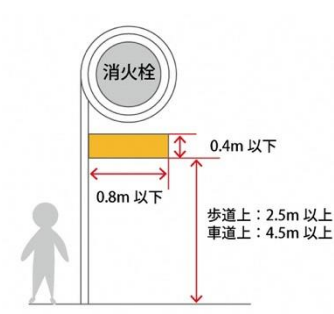
<p>はり紙等</p>	
<p>□原則として 1 枚につき面積 1 m²未満</p> <p>□同一内容のものは 1 か所につき 2 枚以下 (※特定屋内広告物を含む)</p>	<p>同一内容は 1 か所に 2 枚以下</p> <p>1 枚につき面積 1 m²未満</p>

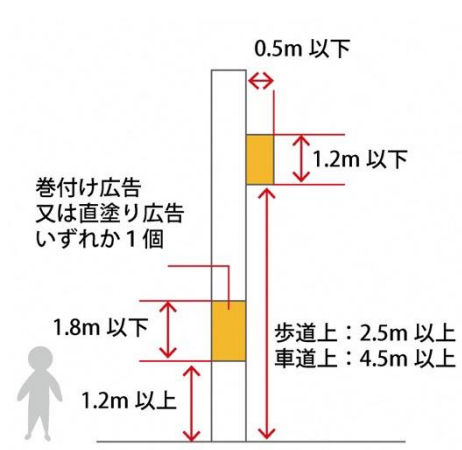
<p>立看板等</p>	
<p>□大きさは、縦 2m 以下、横 1m 以下</p> <p>□脚部の長さは 0.5m 以下</p>	<p>1m 以下</p> <p>2m 以下</p> <p>脚部 0.5m 以下</p>

<p>横断幕等</p>	
<p>□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする</p>	<p>歩道上：2.5m 以上 車道上：4.5m 以上</p> <p>歩道上：2.5m 以上 車道上：4.5m 以上</p>

<p>広告旗等</p>	
<p>□大きさは、縦 5m 以下、横 1m 以下</p> <p>□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする</p>	

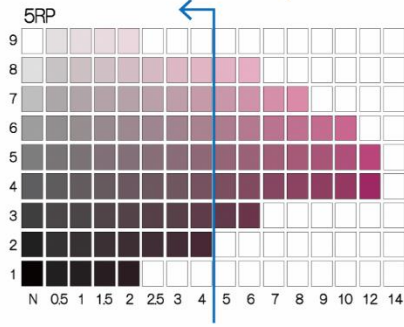
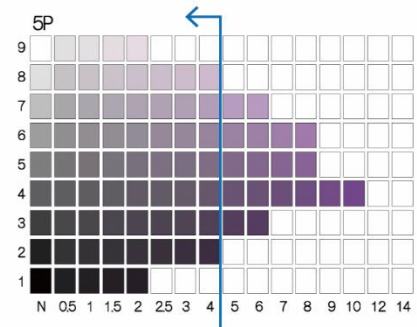
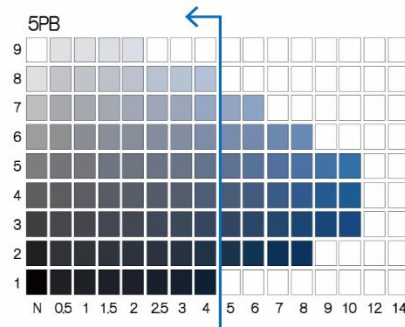
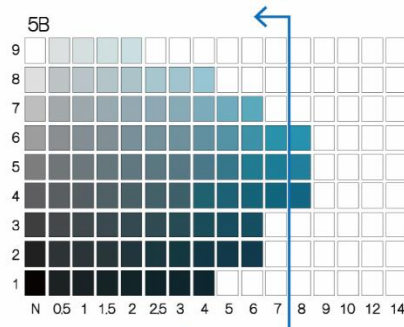
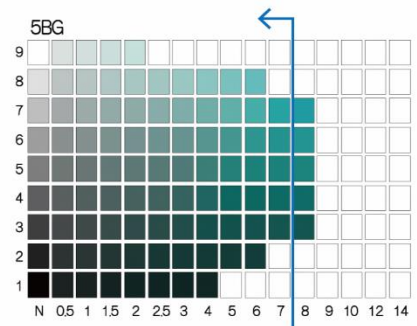
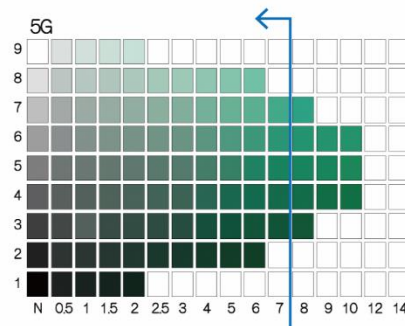
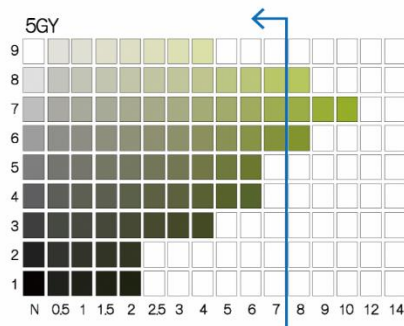
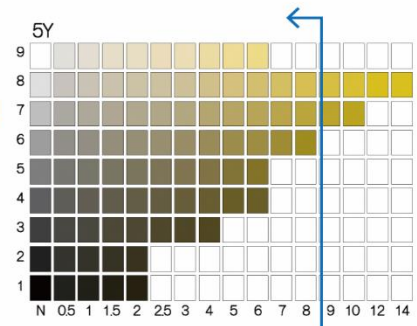
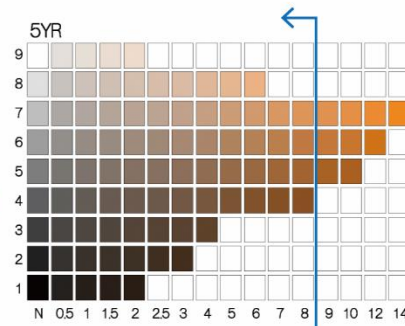
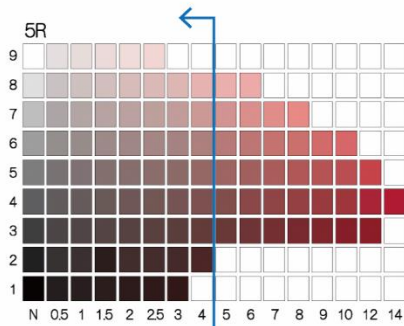
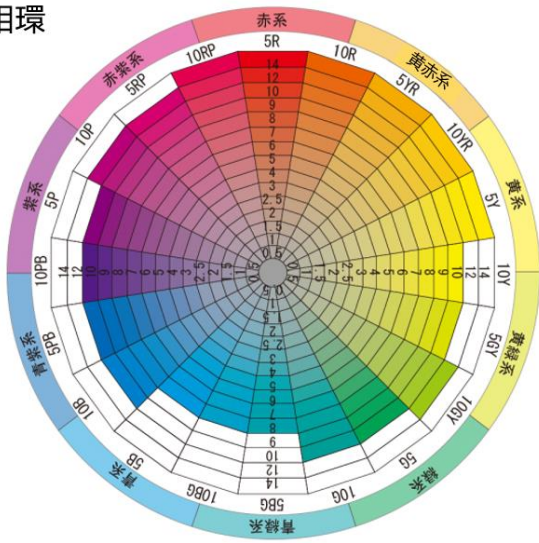
<p>アーチ広告又はアーケード広告</p>	
<p>□掲出不可</p>	

<p>消火栓標識を利用する広告物</p>	
<p>□設置する数は、1 本につき 1 個とする</p> <p>□大きさは、縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下とする</p> <p>□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする</p> <p>□位置は標識板の下部で同一の方向とする</p>	

<p>電柱又は街灯柱等を利用する広告物</p>	
<p>□1 本につき突出広告 1 個及び巻付け広告又は直塗り広告 1 個までとする</p> <p>□支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること</p> <p>□突出広告</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大きさは縦 1.2m 以下、横 0.5m 以下 • 道路からの距離は、歩道上で 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上で 4.5m 以上とする <p>□巻付け広告及び直塗り広告</p> <ul style="list-style-type: none"> • 長さは 1.8m 以下 • 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m 以上 	

<p>気球広告</p>	
<p>□掲出不可</p>	

第3種 制限地域 色相環



※矢印はその彩度以下に抑えることを示す

第4種 制限地域

- 錦帯橋風致地区（重要文化的景観選定区域及び錦川左岸の地域を除く）
- 山口県指定文化財（有形・名勝・天然記念物）の周囲、岩国市指定文化財（有形・民俗・史跡・名勝・天然記念物）の周囲
- 指定道路
 - 〈区間〉 高速道路（中国自動車道、山陽自動車道）、一般国道（2号、187号、188号、376号、434号、437号の指定区間）、県道（岩国玖珂線、藤生停車場錦帯橋線の指定区間）
 - 〈地域〉 一般国道・県道から100m（高速道路は500m）の範囲
- 鉄道
 - 山陽新幹線から500m、山陽本線から100mの範囲
- 駅前広場（JR岩国駅前広場、JR新岩国駅前広場）
（上記の詳細は、p9に記載）

○共通基準

	一般広告物	自家用広告物
総量制限	表示・掲出 禁止	なし
景観計画との整合		<input type="checkbox"/> 景観計画で定める景観形成基準に適合すること
安全対策		<input type="checkbox"/> 危害防止上、次の事項に該当するものであること (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること (3) 道路交通安全を阻害する位置に設置しないものであること
照明		<ul style="list-style-type: none"> ・電球、ネオン管等が原則として露出していないものであること ・点滅速度が緩やかなものであること
適用除外		<input type="checkbox"/> 1事業所当たり総表示面積5㎡以下は、申請なく掲出可能 <input type="checkbox"/> 第4種制限地域の共通基準及び個別基準を満たすもの

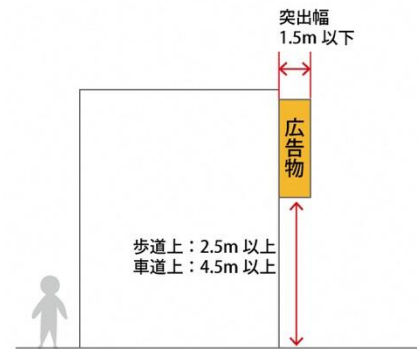
○自家用広告物の個別の基準

屋上広告物	
<input type="checkbox"/> 地上から物件の上端までが46m以下 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面から突き出さない	

壁面広告物（屋根面・塀等含む）	
<input type="checkbox"/> 壁面等の端から突き出さない	

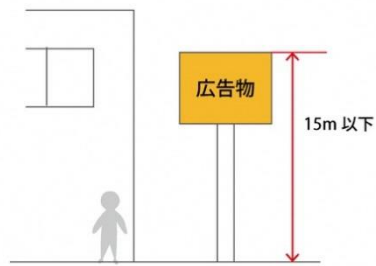
突出広告物

- 突出幅は 1.5m以上
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



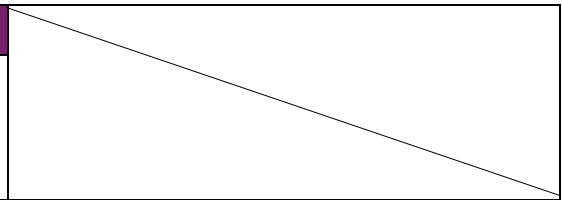
自立式広告物

- 上端までの高さは 15m 以下とする



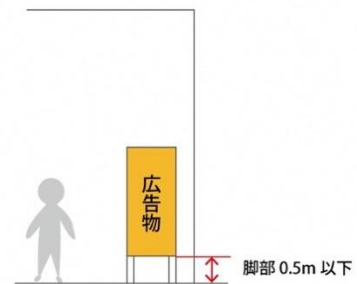
はり紙等

(基準なし)



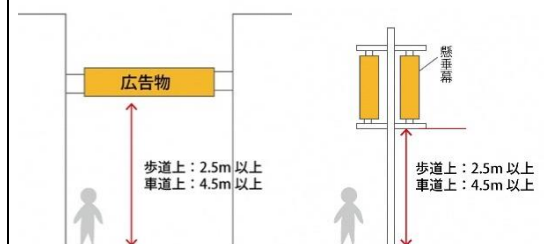
立看板等

- 脚部の長さは 0.5m以下



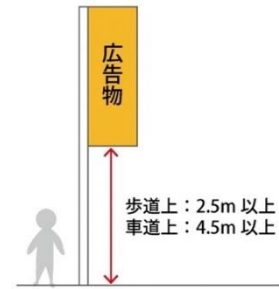
横断幕等

- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



広告旗等

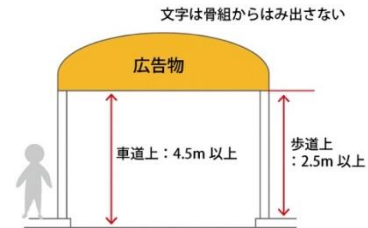
□ 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



アーチ広告又はアーケード広告

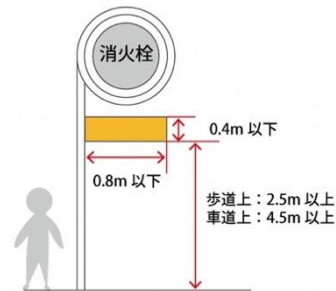
□ 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする

□ 文字等は骨組みからはみ出さない



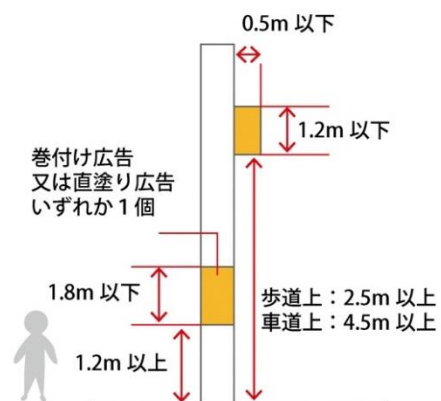
消火栓標識を利用する広告物

□ 設置する数は、1 本につき 1 個とする
□ 大きさは、縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下とする
□ 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする
□ 位置は標識板の下部で同一の方向とする



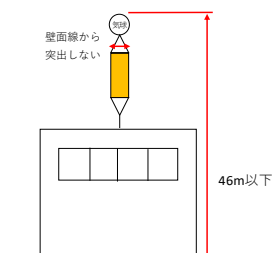
電柱又は街灯柱等を利用する広告物

□ 1 本につき突出広告 1 個及び巻付け広告又は直塗り広告 1 個までとする
□ 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること
□ 突出広告
• 大きさは縦 1.2m 以下、横 0.5m 以下
• 道路からの距離は、歩道上で 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上で 4.5m 以上とする
□ 巻付け広告及び直塗り広告
• 長さは 1.8m 以下
• 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m 以上



気球広告

□ 地上から物件の上端までが 46m 以下
□ 建築物の壁面から突き出さない



許可地域

- 第4種制限地域の指定道路で10戸以上の家屋が連たんして接続する区間に接続する両側各10m以内の地域
- 一般国道2号（和木町との境界線から岩国四丁目岩国トンネル入口までの区間）に接続する両側各10m以内の地域
- 一般国道188号（麻里布町一丁目一般国道2号との分岐点から南岩国駅前までの区間）に接続する両側各10m以内の地域
- 山陽新幹線（高架の区間）、山陽本線（高架の区間）
- 第4種制限地域の指定道路から100m～500m（高速道路は500m～1,000m）の範囲
- 山陽新幹線から500～1,000m、山陽本線から100m～500mの範囲
- 第4種制限地域の駅前広場に接続する10m以内の地域
（上記の詳細は、p9～10に記載）

○共通基準

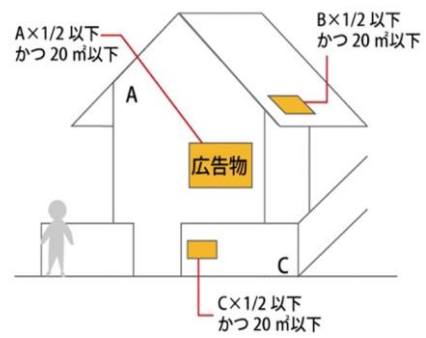
	一般広告物	自家用広告物
総量制限	なし	
景観計画との整合	□景観計画で定める景観形成基準に適合すること	
安全対策	□危害防止上、次の事項に該当するものであること （1）容易に破損し、又は腐朽しない構造であること （2）容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること （3）道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること	
色彩等	□美観風致上次の事項に該当するものであること （1）地色にR（赤）又はY（黄）系の色相を使用する場合にあっては、その彩度が原則として10以下であること （2）原則として蛍光色を使用していないこと	なし
適用除外	面積による適用除外規定はない	□1事業所あたり総表示面積10㎡以下は、申請なく掲出可能

○一般広告物の個別の基準

屋上広告物	
<input type="checkbox"/> 建築物の高さの2/3以下かつ地上から物件の上端までが46m以下 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面から突き出さない <input type="checkbox"/> 建築物1棟につき原則1個	

壁面広告物（屋根面・塀等含む）

- 表示面積は、壁面（塀）の 1/2 以下かつ 20 m²以下
- 壁面等の端から突き出さない



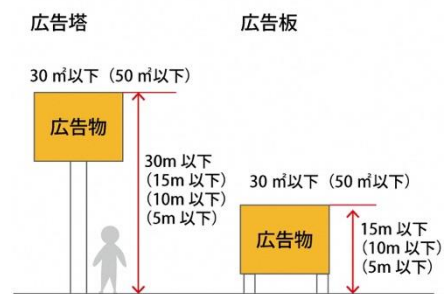
突出広告物

- 突出幅は 1.5m 以下
- 表示面積は 20 m²以下
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上で 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上で 4.5m 以上とする



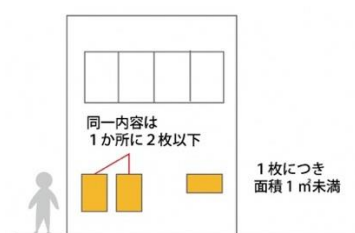
自立式広告物

- 原則として道路（鉄道）に平行に設置・表示
- 高架下
 - 表示面積は 30 m²以下
 - 高さは 5m 以下
- 高速道路・新幹線沿い
 - 広告物相互の距離 300m
 - 各面積の合計 50 m²以下
 - 広告塔の高さは 30m 以下、広告板は 10m 以下（市街地は 5m 以下）
- 道路又は鉄道沿い
 - 広告物相互の距離 100m
 - 各面積の合計 30 m²以下
 - 主要構造が金属製は高さ 15m 以下（木製は 10m 以下）、市街地に設置する場合は 5m 以下



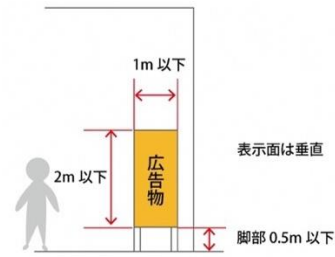
はり紙等

- 原則として面積 1 m²未満
- 同一内容のものは一か所につき 2 枚以下



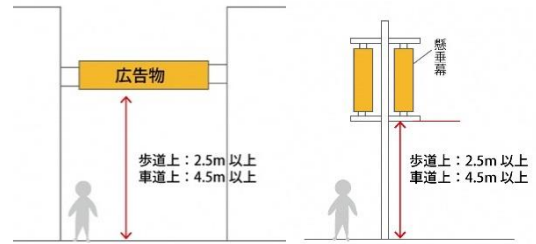
立看板等

- 大きさは、縦 2m 以下、横 1m 以下
- 脚部の長さは 0.5m 以下



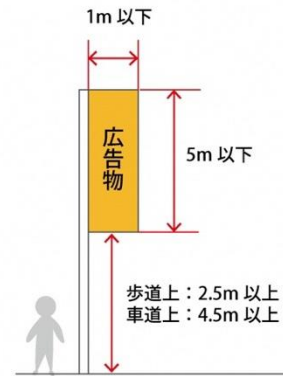
横断幕等

- 大きさは、縦 1.5m 以下、長さ 15m 以下
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



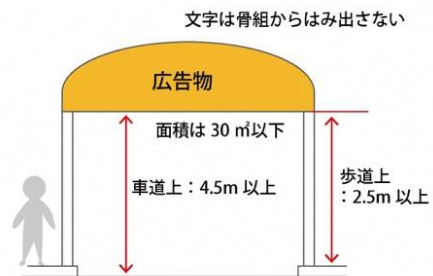
広告旗等

- 大きさは、縦 5m 以下、横 1m 以下
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする



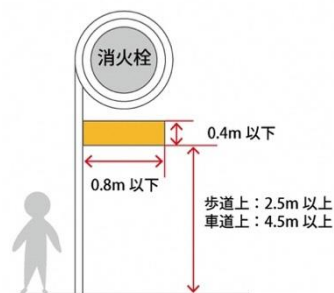
アーチ広告又はアーケード広告

- 表示面積は 30 m² 以下
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする
- 文字等は骨組みからはみ出さない



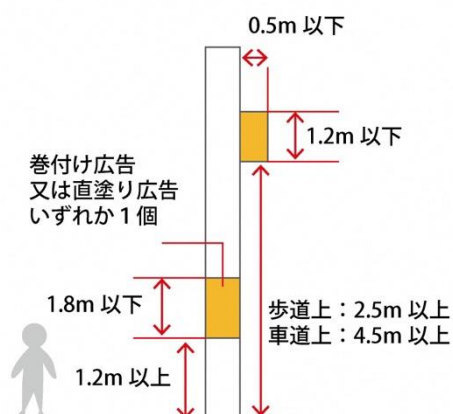
消火栓標識を利用する広告物

- 設置する数は、1本につき1個とする
- 大きさは、縦0.4m以下、横0.8m以下とする
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では4.5m以上とする
- 位置は標識板の下部で同一の方向とする



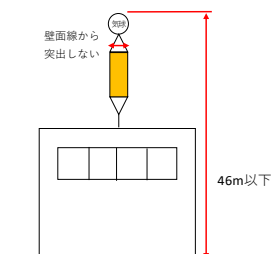
電柱又は街灯柱等を利用する広告物

- 1本につき突出広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告1個までとする
- 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること
- 突出広告
 - ・大きさは縦1.2m以下、横0.5m以下
 - ・道路からの距離は、歩道上で2.5m以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上で4.5m以上とする
- 巻付け広告及び直塗り広告
 - ・長さは1.8m以下
 - ・地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上



気球広告

- 地上から物件の上端までが46m以下
- 建築物の壁面から突き出さない

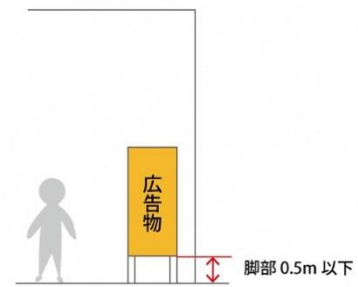


○自家用広告物の個別の基準

<p>屋上広告物</p> <p>□地上から物件の上端までが 46m 以下</p> <p>□建築物の壁面から突き出さない</p>	
<p>壁面広告物（屋根面・塀等含む）</p> <p>□壁面等の端から突き出さない</p>	
<p>突出広告物</p> <p>□突出幅は 1.5m 以上</p> <p>□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では 4.5m 以上とする</p>	
<p>自立式広告物</p> <p>□上端までの高さは 15m 以下とする</p>	
<p>はり紙等</p> <p>（基準なし）</p>	

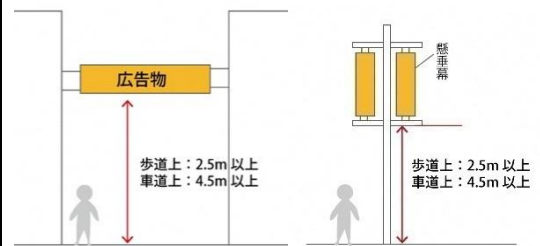
立看板等

□脚部の長さは0.5m以下



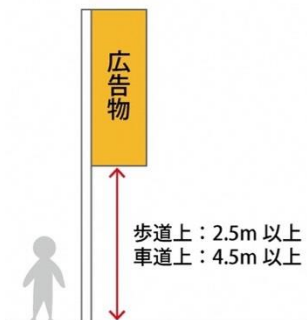
横断幕等

□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では4.5m以上とする



広告旗等

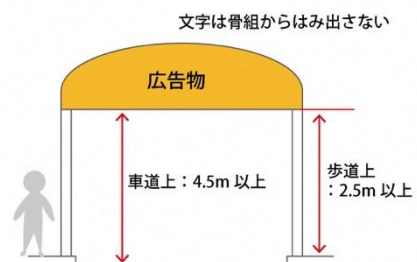
□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では4.5m以上とする



アーチ広告又はアーケード広告

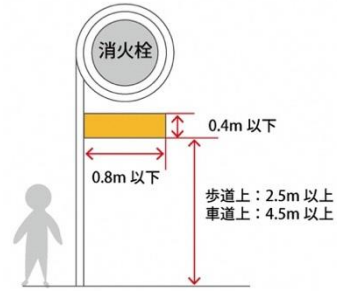
□広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では4.5m以上とする

□文字等は骨組みからはみ出さない



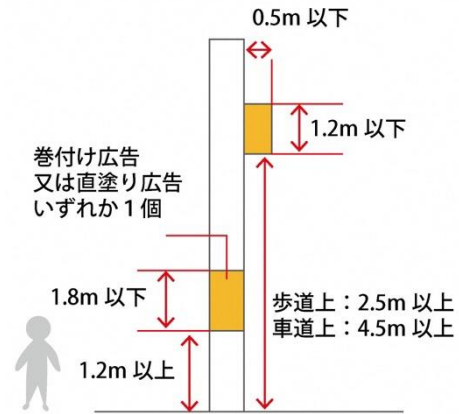
消火栓標識を利用する広告物

- 設置する数は、1本につき1個とする
- 大きさは、縦0.4m以下、横0.8m以下とする
- 広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上では4.5m以上とする
- 位置は標識板の下部で同一の方向とする



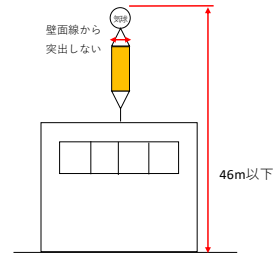
電柱又は街灯柱等を利用する広告物

- 1本につき突出広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告1個までとする
- 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること
- 突出広告
 - 大きさは縦1.2m以下、横0.5m以下
 - 道路からの距離は、歩上で2.5m以上、車道又は車道と歩道の区別のない道路上で4.5m以上とする
- 巻付け広告及び直塗り広告
 - 長さは1.8m以下
 - 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上



気球広告

- 地上から物件の上端までが46m以下
- 建築物の壁面から突き出さない



案内誘導広告物

■ 第1種制限地域

■ 第2種制限地域

案内誘導広告物とは

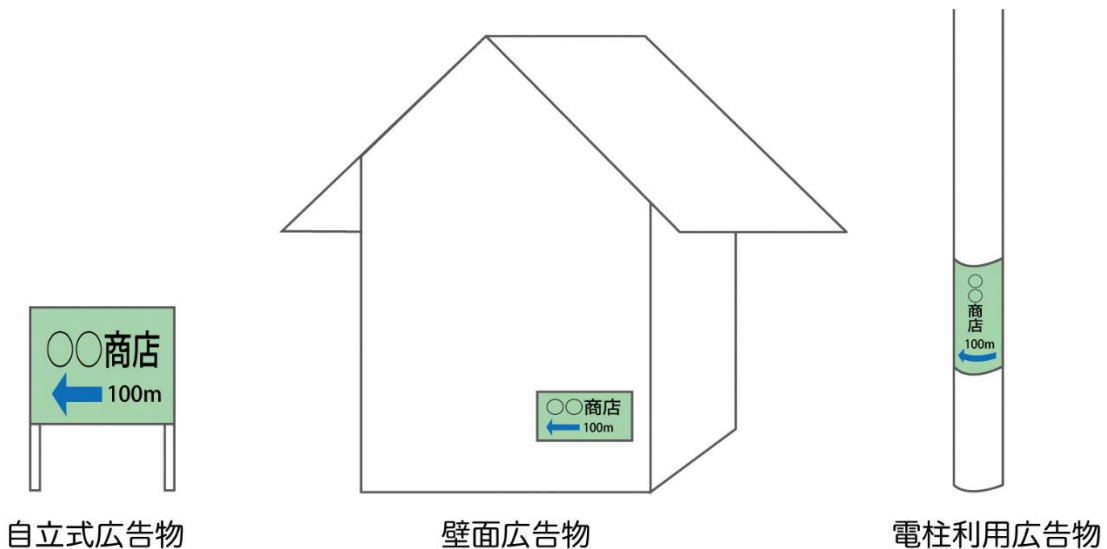
- 施設等への誘導を目的として、道路の分岐点や交差点、敷地への入口等において「施設又は場所の名称、方向、距離等」を表示したものをいいます。

本市での考え方

- 第1種制限地域、第2種制限地域は、本市を代表する観光地でもあり、来訪者に対する誘導案内は事業活動上、一定程度は必要なため、自家用広告物ではありませんが、市条例では必要最低限の設置について可能とします。設置には、申請が必要になります。

許可の対象	第1種制限地域内又は第2種制限地域内で事業活動を行う事業者
許可基準	<input type="checkbox"/> 1面1㎡以下かつ合計2㎡以下 <input type="checkbox"/> 一の誘導先につき3個以下 <input type="checkbox"/> 制限地域ごとの共通基準・個別基準に適合すること <input type="checkbox"/> 表示内容は、名称、方向、距離等、案内誘導のために必要な最小限の表示とする

(例)



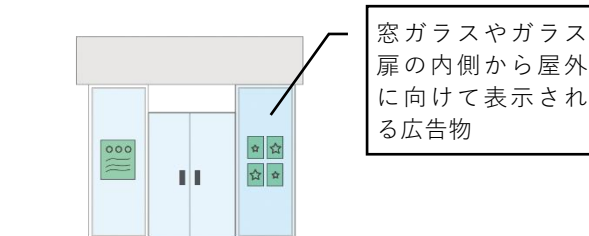
特定屋内広告物

- 第1種制限地域
- 第2種制限地域
- 第3種制限地域

特定屋内広告物とは

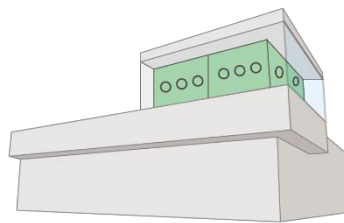
(1) 建物の窓ガラスやガラス扉などの内側の面に直接描いたり、貼ったりするなどして、常時又は一定の期間、継続して屋外の公衆に表示される広告物

(例)



(2) 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物

(例)



本市での考え方

- 窓やガラス扉などの内側から屋外へ向けて、常時又は一定の期間継続して表示する「特定屋内広告物」についても、「屋外広告物」と同様に、景観へ影響を与えます。
 - 市条例では、第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限地域内の「特定屋内広告物」を規制対象(※)としますので、申請が必要になります。
- ※禁止ではなく、「総量規制」や「算定面積」等の対象となります。

第 3 章 手続等

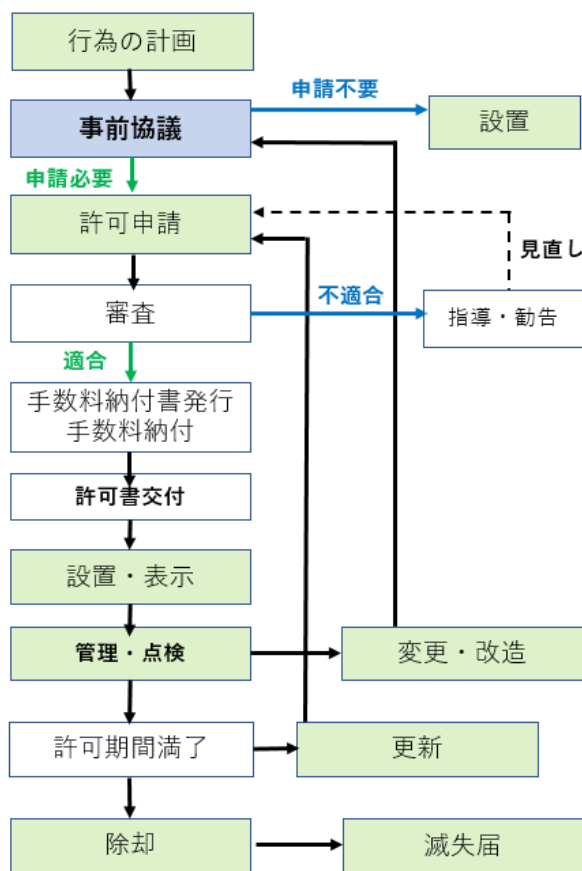
1 手続

(1)手続の流れ

岩国市屋外広告物等に関する条例の手続は以下のとおりです。

広告物を「新規」又は「変更・改造」申請する場合、事前協議をお願いします。とくに「第1種～第3種制限地域」では、必ず事前協議をお願いします。

また、屋外広告物の落下等による事故を防ぐため、定期的に安全点検を行ってください。



上記以外に、他の法令等により、事前の確認や届出などの手続が必要な場合があります。

主な手続と連絡先

- 4mを超える屋外広告物等—建築基準法に基づく、工作物の確認申請
→ (岩国市建築指導課) 0827-29-5046
- 道路上に表示等をする屋外広告物等—道路法に基づく、道路占用の許可申請
→ 国道：(国土交通省岩国国道維持出張所) 0827-41-1144
→ 県道：(山口県岩国土木建築事務所) 0827-29-1540
→ 市道：(岩国市道路課) 0827-29-5130
- 表示等が可能な一部の文化財敷地に表示する広告物—文化財保護法に基づく許可申請
→ (岩国市文化財課) 0827-29-5098
- 屋外広告物業に関すること—屋外広告物業に関する届出
→ (山口県岩国土木建築事務所) 0827-29-1542
- 建築基準法第12条に基づく定期報告について
→ (岩国市建築指導課) 0827-29-5165

(2)許可書の郵送対応を希望される場合

許可書の郵送対応を希望される場合の方法は以下のとおりです。

※許可手数料と郵便料の2枚の納付書を郵送します。必ず岩国市から郵送する納付書にて納付してください。

許可申請



許可申請書の提出
(提出時に郵送対応希望と担当者までお伝えください)



許可手数料及び郵便料の2種類の納付書を岩国市から郵送



納付の確認後、
岩国市から許可書を郵送

(3)許可申請(新規・変更・改造・更新の申請)

屋外広告物等許可申請書(様式第1号)

見取図

(国道・県道等の指定道路沿いに設置する場合は、道路との境界から広告物等までの距離が分かるように併せて記載すること)

地色のマンセル値

形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さ等を示した模写図

(変更申請又は改造申請の場合は、変更又は改造の前後の状況が分かるもの)

屋外広告物等安全点検報告書

(様式第5号)

安全点検時の写真

点検者の資格を証する書面

委任状(第三者に委任する場合のみ。様式は任意)

(更新申請又は既存広告物の新規申請の場合のみ。)

新規申請、変更・改造申請の場合は不要。)

(4)滅失の届出

屋外広告物等滅失届(様式第11号)

(5)管理者を設置するときの届出

屋外広告物等表示者・設置者・管理者設置・変更届(様式第10号)

(管理者が予め決まっております、許可申請書に記入できる場合は、許可申請書の記載内容をもって確認いたしますので、様式第10号の提出は不要です。)

(6)管理者を変更するときの届出

屋外広告物等表示者・設置者・管理者設置・変更届(様式第10号)

(7)表示者・設置者(申請者)を変更するときの届出

屋外広告物等表示者・設置者・管理者設置・変更届(様式第10号)

(8)管理者の氏名、名称、住所を変更するときの届出

屋外広告物等表示者・設置者・管理者氏名等変更届(様式第12号)

(9)表示者・設置者(申請者)の氏名、名称、住所を変更するときの届出

屋外広告物等表示者・設置者・管理者氏名等変更届(様式第12号)

申請・届出書類等の記載例

記載例の参考

(1) 申請関係者の氏名（例示であり、実在しません。）

記載するときは、社名、役職氏名をそれぞれ明記してください。

- 申請者：(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
- 本件責任者：(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
- 本件担当者：(株)イワクニ 岩国 花子
- 管理者（新）：(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
- 管理者（旧）：(株)ミナミイワクニ 代表取締役 岩田 国子
- 表示者・設置者（新）：(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
- 表示者・設置者（旧）：(株)イワクニ 販売部長 岩国 次郎
- 施工者：(株)ミナミイワクニ 代表取締役 岩田 国子
- 点検者：(株)ミナミイワクニ 岩田 光子

(2) 「種類及び数量」の項目について

広告物の種類については、以下の項目から該当するものを選択し、記載してください。

- 屋上広告物
- 壁面・屋根面広告物
- 塀・垣広告物
- 突出広告物
- 自立式広告物
- はり紙等
- 立看板等
- 横断幕等
- 広告旗等
- 電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件
- 特定屋内広告物
- その他

※内照式や電光掲示板など、広告物若しくは掲出物件自体が発光するもの又は照明を内蔵するものは、図面等にその旨が分かるように記載してください。

新規申請の記載例

令和8年 7月 1日

(宛先)
岩国市長 様

必要事項（朱書き部分）を記載し、提出してください。

(〒 740-8585)
申請者 住所...岩国市今津町一丁目14番51号.....
氏名...(株)イワクニ...代表取締役...岩国...太郎.....
連絡先 0827 (29) 5162

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

屋外広告物等許可申請書

数字を記入してください。

岩国市屋外広告物等に関する条例第5条第1項に規定する許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請種別	1 新規 2 更新 3 変更 4 改造 ※該当する種別の番号に○をつけてください。 ※変更・改造の場合、「種類及び数量」及び「表示面積」については、当該変更・改造分のみを記載してください。
表示・設置場所	岩国市今津町七丁目7番7号
種類及び数量	自立式広告物1基、壁面広告物6枚
表示面積	記載例の参考（p49）にあるとおり、広告物を記載してください。 40.0 m ²
変更・改造の内容	申請するすべての広告物の合計面積を記載してください。
表示・設置期間 ※新規の場合は、期間が決まっているときに限り、記入してください。	令和8年7月20日から令和9年3月31日まで 許可日から3年に満たない期日を希望される場合のみ記入してください。 3年間で希望される場合は、記入不要です。
前回の許可情報 ※新規の場合は、記入不要	許可番号 岩国市指令 第 号

裏面に続く

施工者の欄は、山口県屋外広告業に登録されている情報を記載してください。

施 工 者 ※新規の場合に限り、 記入してください。 ※法人その他の団体 にあっては、その主た る事務所の所在地並 びに名称及び代表者 氏名を記入してくだ さい。	住 所	岩国市南岩国町六丁目 6 番 6 号
	氏 名	(株)ミナミイワクニ 代表取締役 岩田 国子
	番 号	令和 7 年 12 月 1 日 山口県知事登録第 1 号
管 理 者 ※法人その他の団体 にあっては、その主た る事務所の所在地並 びに名称及び代表者 氏名を記入してくだ さい。	住 所	岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
	氏 名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
	連 絡 先	0827 (29) 5162
本 連 絡 先	責任者氏名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
	担当者氏名	(株)イワクニ 岩国 花子
	連 絡 先	0827 (29) 5162

添

管理者が予め決まっており、申請書に記入できる場合は、管理者の新設に伴う「表示者・設置者・管理者設置・変更届（様式第 10 号）」については、本様式の記載内容をもって確認いたしますので、提出は不要です。

（作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙、ホスター、シブその他これらに類するものにあつては、現物）

2 表示又は設置の場所を示した見取図

3 地色のマンセル値（日本産業規格 Z 8721 に定めるマンセル表色系における色相、明度及び彩度の値をいう。）が分かるもの

更新申請の記載例

令和8年 7月 1日

（宛先）
岩国市長 様

必要事項（朱書き部分）を記載し、提出してください。

（〒 740-8585）

申請者 住所...岩国市今津町一丁目14番51号.....
氏名...(株)イワクニ...代表取締役...岩国 太郎.....
連絡先 0827 (29) 5162

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。

屋外広告物等許可申請書

数字を記入してください。

岩国市屋外広告物等に関する条例第10条第3項に規定する許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請種別	1 新規 2 更新 3 変更 4 改造 ※該当する種別の番号に○をつけてください。 ※変更・改造の場合、「種類及び数量」及び「表示面積」については、当該変更・改造分のみを記載してください。	
表示・設置場所	岩国市今津町七丁目7番7号	
種類及び数量	自立式広告物1基、壁面広告物6枚	
表示面積	記載例の参考（p49）にあるとおり、広告物を記載してください。	40.0 m ²
変更・改造の内容	申請するすべての広告物の合計面積を記載してください。	
表示・設置期間 ※新規の場合は、期間が決まっているときに限り、記入してください。	令和8年 8月 1日 から 令和11年 7月 31日 まで 更新期間を記入してください。※最長3年間	
前回の許可情報 ※新規の場合は、記入不要	許可番号	岩国市指令 令5景観 第 B999 号

途中で、変更及び改造の申請を行った場合は、その許可情報を記載してください。

施工者の欄は、更新時は記入不要です。

<p>施 工 者</p> <p>※新規の場合に限り、記入してください。 ※法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。</p>	住 所	
	氏 名	
	番 号	<p>年 月 日</p> <p>山口県知事登録第 号</p>
<p>管 理 者</p> <p>※法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。</p>	住 所	岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
	氏 名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
	連 絡 先	0827 (29) 5162
<p>本 連 絡 先</p>	責任者氏名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
	担当者氏名	(株)イワクニ 岩国 花子
	連 絡 先	0827 (29) 5162

添付書類

- 1 形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙、ポスター、ビラその他これらに類するものにあつては、現物）
- 2 表示又は設置の場所を示した見取図
- 3 地色のマンセル値（日本産業規格 Z 8721 に定めるマンセル表色系における色相、明度及び彩度の値をいう。）が分かるもの

変更申請の記載例

様式第1号（第4条関係）

令和8年 7月 1日

(宛先)
岩国市長 様

必要事項（朱書き部分）を記載し、提出してください。

(〒 740-8585)

申請者 住所 岩国市今津町一丁目14番51号

氏名 (株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎

連絡先 0827 (29) 5162

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。〕

屋外広告物等許可申請書

数字を記入してください。

岩国市屋外広告物等に関する条例第11条第1項に規定する許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請種別	1 新規 2 更新 3 変更 4 改造 ※該当する種別の番号に○をつけてください。 ※変更・改造の場合、「種類及び数量」及び「表示面積」については、当該変更・改造分のみを記載してください。
表示・設置場所	<u>岩国市今津町七丁目7番7号</u> 記載例の参考（p49）にあるとおり、広告物を記載してください。
種類及び数量	<u>自立式広告物1基、壁面広告物3枚</u>
表示面積	変更する分の広告物の合計面積を記載してください。 10.0 m ²
変更・改造の内容	<u>表示内容（価格等）の変更</u>
表示・設置期間 ※新規の場合は、期間が決まっているときに限り、記入してください。	<u>令和8年10月1日から令和11年7月31日まで</u> 開始日は変更予定日を記載し、終了日は許可期限（又は設置終了の予定日等）を記載してください。
前回の許可情報 ※新規の場合は、記入不要	許可番号 <u>岩国市指令 令7景観 第 B200 号</u> 前回も、変更の申請を行った場合は、その許可情報を記載してください。

裏面に続く

施工者の欄は、変更時は記入不要です。

施 工 者 ※新規の場合に限り、 記入してください。 ※法人その他の団体 にあつては、その主た る事務所の所在地並 びに名称及び代表者 氏名を記入してくだ さい。	住 所	
	氏 名	
	番 号	年 月 日 山口県知事登録第 号
管 理 者 ※法人その他の団体 にあつては、その主た る事務所の所在地並 びに名称及び代表者 氏名を記入してくだ さい。	住 所	岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
	氏 名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
	連 絡 先	0827 (29) 5162
本 連 絡 先	責任者氏名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎
	担当者氏名	(株)イワクニ 岩国 花子
	連 絡 先	0827 (29) 5162

添付書類

- 1 形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙、ポスター、ビラその他これらに類するものにあつては、現物）
- 2 表示又は設置の場所を示した見取図
- 3 地色のマンセル値（日本産業規格 Z 8721 に定めるマンセル表色系における色相、明度及び彩度の値をいう。）が分かるもの

滅失届の記載例

令和 8 年 7 月 1 日

(宛先)

岩国市長 様

必要事項 (朱書き部分) を記載し、提出してください。

(〒 740-8585)

届出者 住 所...岩国市今津町一丁目 14 番 51 号.....

氏 名...(株)イワクニ...代表取締役...岩国 太郎...

連絡先 0827 (29) 5162

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。

屋外広告物等滅失届

次のとおり屋外広告物等が滅失しましたので、岩国市屋外広告物等に関する条例第 29 条第 3 項の規定により届け出ます。

許 可 番 号	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">途中で、変更又は改造の申請を行った場合は、その許可情報を記載してください。</div> 岩国市指令 <u>令 5 景観 第 B999 号</u>
滅 失 年 月 日	令和 8 年 6 月 20 日
種 類 及 び 数 量	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">滅失するすべての広告物を記載してください。</div> 自立式広告物 1 基

添付書類

- 1 形状、寸法、色彩、意匠、構造 (工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係)、地上からの高さ等を示した模写図 (はり紙、ポスター、ビラその他これらに類するものにあつては、現物)
- 2 表示又は設置の場所を示した見取図

代表印等押印される場合は記入不要です。

本件責任者氏名 (株)イワクニ 岩国 太郎

本件担当者氏名 (株)イワクニ 岩国 花子

連絡先 0827 (29) 5162

管理者を変更する場合の記載例

様式第 10 号（第 16 条関係）

令和 8 年 7 月 1 日

（宛先）

岩国市長 様

必要事項（朱書き部分）を記載し、提出してください。

（〒 740－8585）

届出者 住 所 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

氏 名 (株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎

連絡先 0827 (29) 5162

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。）

屋外広告物等表示者・設置者・管理者設置（変更）届

次のとおり屋外広告物等の管理者を設置し、又は表示者、設置者若しくは管理者を変更しましたので、岩国市屋外広告物等に関する条例第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出ます。

対 象 者 種 別	1 表示者 2 設置者 3 管理者 ※該当する種別の番号に○をつけてください。	
届 出 種 別	1 設置 2 変更	前回の許可情報を記載してください。
許 可 番 号	岩国市指令 <u>令 7 景観 第 B100 号</u>	
表示者、設置者 又は管理者 ※法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。	新	住所 <u>岩国市今津町一丁目 14 番 51 号</u>
		氏名 <u>(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎</u> 電話 <u>0827 (29) 5162</u>
	旧	住所 <u>岩国市南岩国町六丁目 6 番 6 号</u>
		氏名 <u>(株) ミナミイワクニ 代表取締役 岩田 国子</u>

代表印等押印される場合は記入不要です。

本件責任者氏名 (株)イワクニ 岩国 太郎

本件担当者氏名 (株)イワクニ 岩国 花子

連絡先 0827 (29) 5162

表示者及び設置者を変更する場合の記載

様式第 10 号 (第 16 条関係)

令和 8 年 7 月 1 日

(宛先)

岩国市長 様

必要事項 (朱書き部分) を記載し、提出してください。

(〒 740-8585)

届出者 住 所 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

氏 名 (株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎

連絡先 0827 (29) 5162

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

屋外広告物等表示者・設置者・管理者設置 (変更) 届

次のとおり屋外広告物等の管理者を設置し、又は表示者、設置者若しくは管理者を変更しましたので、岩国市屋外広告物等に関する条例第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出ます。

対 象 者 種 別	1 表示者 2 設置者 3 管理者 ※該当する種別の番号に○をつけてください。	
届 出 種 別	1 設置 2 変更 ※該当する種別の番号に○をつけてください。 前回の許可情報を記載してください。	
許 可 番 号	岩国市指令 <u>令 7 景観 第 B100 号</u>	
表示者、設置者 又は管理者 ※法人その他の団 体にあつては、そ の主たる事務所の 所在地並びに名称 及び代表者氏名を 記入してください。	新	
	住所	<u>岩国市今津町一丁目 14 番 51 号</u>
	氏名	<u>(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎</u> 電話 <u>0827 (29) 5162</u>
	旧	
住所	<u>岩国市今津町一丁目 14 番 51 号</u>	
氏名	<u>(株)イワクニ 販売部長 岩国 次郎</u>	

代表印等押印される場合は記入不要です。

本件責任者氏名 (株)イワクニ 岩国 太郎

本件担当者氏名 (株)イワクニ 岩国 花子

連絡先 0827 (29) 5162

管理者の氏名等を変更する場合の記載例

様式第 12 号（第 16 条関係）

令和 8 年 7 月 1 日

（宛先）

岩国市長 様

必要事項（朱書き部分）を記載し、提出してください。

（〒 740-8585）

届出者 住 所 岩国市今津町八丁目 1 番 1 号

氏 名 (株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎

連絡先 0827 (24) 4207

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。

屋外広告物等表示者・設置者・管理者氏名等変更届

次のとおり屋外広告物等の表示者、設置者又は管理者の氏名若しくは名称又は住所を変更しましたので、岩国市屋外広告物等に関する条例第 29 条第 4 項の規定により届け出ます。

対 象 者 種 別	1 表示者 2 設置者 3 管理者 ※該当する種別の番号に○をつけてください。		
届 出 種 別	1 氏名 2 名称 3 住所 前回の許可情報を記載してください。 ※該当する種別の番号に○をつけてください。		
許 可 番 号	岩国市指令 令 7 景 観 第 B100 号		
表示者、設置者 又は管理者 ※法人その他の団 体にあつては、そ の主たる事務所の 所在地並びに名称 及び代表者氏名を 記入してください。	新	住 所	岩国市今津町八丁目 1 番 1 号
		氏 名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎 電話 0827 (24) 4207
	旧	住 所	岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
		氏 名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎 電話 0827 (29) 5162

代表印等押印される場合は記入不要です。

本件責任者氏名 (株)イワクニ 岩国 太郎
 本件担当者氏名 (株)イワクニ 岩国 花子
 連絡先 0827 (24) 4207

表示者及び設置者の氏名等を変更する場合の記載例

様式第 12 号（第 16 条関係）

令和 8 年 7 月 1 日

（宛先）

岩国市長 様

必要事項（朱書き部分）を記載し、提出してください。

（〒 740-8888）

届出者 住 所 岩国市今津町八丁目 1 番 1 号

氏 名 (株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎

連絡先 0827 (24) 4207

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。）

屋外広告物等表示者・設置者・管理者氏名等変更届

次のとおり屋外広告物等の表示者、設置者又は管理者の氏名若しくは名称又は住所を変更しましたので、岩国市屋外広告物等に関する条例第 29 条第 4 項の規定により届け出ます。

対 象 者 種 別	1 表示者 2 設置者 3 管理者 ※該当する種別の番号に○をつけてください。	
届 出 種 別	1 氏名 2 名称 3 住所 ※該当する種別の番号に○をつけてください。 前回の許可情報を記載してください。	
許 可 番 号	岩国市指令 <u>令 7 景観 第 B100 号</u>	
表示者、設置者 又は管理者 ※法人その他の団 体にあつては、そ の主たる事務所の 所在地並びに名称 及び代表者氏名を 記入してください。	新	住所 <u>岩国市今津町八丁目 1 番 1 号</u>
		氏 名 <u>(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎</u> 電話 <u>0827 (24) 4207</u>
	旧	住所 <u>岩国市今津町一丁目 14 番 51 号</u>
		氏 名 <u>(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎</u> 電話 <u>0827 (29) 5162</u>

代表印等押印される場合は記入不要です。

本件責任者氏名 (株)イワクニ 岩国 太郎
 本件担当者氏名 (株)イワクニ 岩国 花子
 連絡先 0827 (24) 4207

安全点検報告書の記載例

様式第5号（第12条関係）

令和8年 7月 1日

（宛先）

岩国市長 様

広告物ごとに書類を作成してください。

必要事項（朱書き部分）を記載し、提出してください。

報告者 住所 岩国市今津町一丁目14番51号

氏名 (株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎

申請者と同一の者を記載してください。

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名を記入してください。

屋外広告物等安全点検報告書

次のとおり屋外広告物等の点検を行ったので、岩国市屋外広告物等に関する条例第14条第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

種類	自立式広告物		
表示・設置場所	岩国市今津町七丁目7番7号		
表示・設置年月日	令和5年8月1日	点検年月日	令和8年6月1日
点検者	住所	岩国市南岩国町六丁目6番6号	
	氏名	(株)ミナミイワクニ 岩田 光子	
	点検資格 ※資格を証する書面の写しを別途添付してください。	<ol style="list-style-type: none"> ① 屋外広告士 2 一級建築士 3 二級建築士 4 建築物調査員 5 屋外広告物点検技能講習の修了者 ※該当する種別の番号に○をつけてください。	

裏面に続く

点検箇所	点検項目	異常の有無	改善措置の内容 ※異常がある場合のみ記入 ※異常があるが、改善措置を要しない場合は、その理由を記入
上部構造・基礎部	1 上部構造物全体の傾斜又はぐらつき	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3 鉄骨のさび又は塗装の劣化	<input checked="" type="radio"/> 有・無	さび等はあるが腐食無し。
支持部	1 鉄骨接合部の溶接部又はプレートの劣化、変形又は隙間	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2 鉄骨接合部のボルト、ナット、ねじ等の緩み又は欠落	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
取付部	1 アンカーボルト又は取付部プレートの劣化又は変形	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2 溶接部又はコーキングの劣化	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3 取付対象部の柱、壁若しくはスラブ又は取付部周辺の異常	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の劣化、破損若しくは変形又はナット、ねじ等の欠落	<input checked="" type="radio"/> 有・無	切り文字の劣化があり、付け替えを行った。
	2 側板又は表示面板押さえの劣化、破損又は変形	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3 広告板底部の劣化又は水抜き孔の詰まり	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
照明装置	1 照明装置の不点灯	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他の附属品の劣化又は破損	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2 避雷針の劣化又は破損	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3 その他点検した事項（ ）	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
連絡先	責任者氏名	(株)イワクニ 代表取締役 岩国 太郎	
	担当者氏名	(株)イワクニ 岩国 花子	
	連絡先	0827 (29) 5162	

添付書類

- 1 点検者の資格を証する書面
- 2 点検後の広告物又は掲出物件の全体の状況及び各点検箇所の点検項目の状況が分かる写真
- 3 改善措置を講じた場合にあつては、改善措置の前後の状況が分かる写真

備考 該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「異常の有無」欄に斜線を引くこと。

2 表示者・設置者・管理者の義務

(1)管理義務

広告物等を表示・設置し、又は管理する者は、補修その他必要な管理を怠らないようにして良好な状態に保持しなければなりません。

(2)点検義務

広告物等を表示・設置し、又は管理する者は、点検を行わなければなりません。ただし、規則で定める広告物等については、この限りではありません。

対象物件	次に掲げる広告物を除くすべての広告物又は掲出物件 ・はり紙等、立看板等、横断幕等、広告旗等又は気球広告 ・電柱、街灯柱等を利用する広告物（巻付け広告及び直塗り広告に限る。） ・壁面又は屋根面に直接描かれた広告物
点検の実施	広告物等の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検し、屋外広告物等安全点検報告書（様式第5号）を作成すること。
点検実施者	許可物件の点検は次に定める者が行う ・屋外広告士 ・一級、二級建築士 ・建築物調査員 ・一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者
点検結果の報告	許可申請時に、申請を行う3か月以内に行なわれた点検の結果について記載した屋外広告物等安全点検報告書（様式第5号）を提出すること。（更新申請時及び既存広告物の新規申請時のみ）

(3)除却義務

広告物等を表示・設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは規定により許可が取り消されたとき、又は当該広告物等の表示・設置が必要でなくなったときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければなりません。

(4)管理者等の届出

許可を受けた広告物等について、次の場合には遅滞なくその旨を市長へ届け出なければなりません。

管理者を置いたとき（許可申請書への記入に代えることもできます。）

（許可を受けた広告物等は必ず管理者を置かなければなりません）

表示者、設置者又は管理者に変更があった場合

広告物等が滅失した場合

表示者、設置者又は管理者の氏名、名称又は住所に変更があった場合

3 許可期間と手数料

(1) 許可期間

広告物の種類	基準に適合したもの
はり紙等、立看板等、横断幕等、 広告旗等及び気球広告	3か月以内
上記に掲げるもの以外のもの	3年以内

(2) 許可申請手数料

屋外広告物等の許可を受けようとする場合、手数料を納付しなければなりません。

納付方法

納付書により市指定金融機関、収納代理金融機関で納付してください。

区分	単位	金額
ア	はり紙等（はり札を除く。）	100枚につき 400円
イ	立看板等	1枚につき 400円
ウ	横断幕等又は広告旗類	1枚につき 600円
エ	気球広告	1個につき 1,400円
オ	電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出するもの	1枚又は1個につき 350円
カ	アからオまでに掲げるもの以外の広告物又は掲出物件	1㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき 300円
		1㎡以上2㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき 600円
		2㎡以上5㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき 1,000円
		5㎡以上10㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき 1,550円
		10㎡以上20㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき 2,850円
		20㎡以上30㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき 4,700円
		30㎡以上のもの 1枚、1個又は1基につき 1㎡増すごとに450円を4,700円に加算した額

- * 1 アに規定する広告物の枚数が100枚未満のときは100枚とし、また、その枚数に100枚未満の端数があるときは、その端数は100枚として計算する。
- * 2 エからオまでに規定する広告物又は掲出物件がイルミネーション、ネオンサイン、電子看板等、広告物若しくは掲出物件自体が発光するもの又は照明を内蔵するものに該当するときの手数料の額は、上記により算出した金額の2倍に相当する額とする。
- * 3 更新申請、変更申請又は改造申請に係る手数料の額は、上記により算出した金額の2分の1の額とする。
- * 4 上記により算出した手数料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 違反広告物に対する措置

(1)措置命令

次の事項に該当するときは、良好な景観形成や風致維持のため、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることがあります。

- 禁止広告物を表示している場合
- 管理義務の規定に違反している場合

(2)許可の取消し

許可を受けた者が、次の事項に該当するときは許可を取り消すことがあります。

- 許可を受けずに、広告物等の内容を変更したり、改造した場合
- 許可の条件に違反した場合
- 措置命令に従わなかった場合
- 偽りその他不正な手段により許可を受けたことが判明した場合

(3)除却命令

次の事項に該当するときは広告物等の除却を命ずることがあります。

- 制限地域、禁止物件等、許可地域等の規定に違反している場合
- 除却義務の規定に違反している場合
- 措置命令に違反している場合

(4)罰則

次の事項に該当するときは20万円以下の罰金に処することがあります。

- 立入検査等に従わなかった場合

次の事項に該当するときは30万円以下の罰金に処することがあります。

- 禁止されている地域や場所に、違反して広告物等を表示等した場合
- 変更申請又は改造申請を行わずに、変更や改造を行った場合
- 許可期間の満了や許可の取消しにより、除却しなければならなくなった広告物等を除却しなかった場合
- 措置命令に従わなかった場合

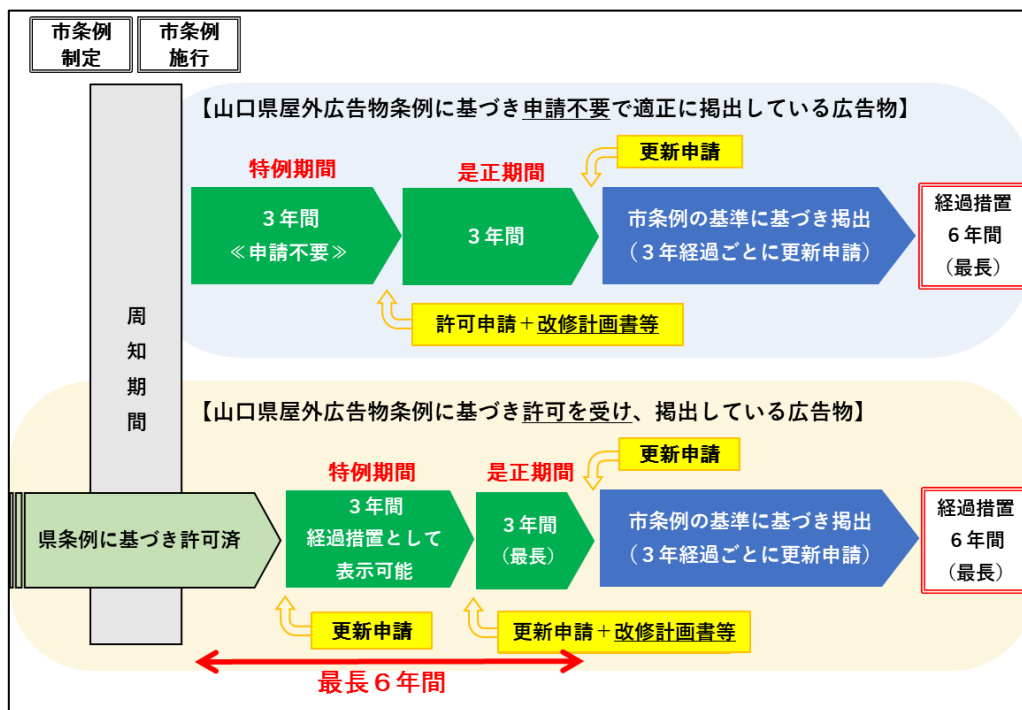
次の事項に該当するときは50万円以下の罰金に処することがあります。

- 除却命令に従わなかった場合

5 その他の事項

(1)経過措置

市条例施行日（令和8年7月1日）の時点で新たな基準に適合しなくなる既設の広告物（既存不適格広告物）について、最長6年間の経過措置期間を設けます。



(2)屋外広告業の登録

屋外広告業の登録に関する手続等は、山口県（岩国土木建築事務所）で行ってください。

岩国土木建築事務所

〒740-0016 岩国市三笠町一丁目1-1

電話：0827-29-1542

(3)敷地面積による緩和措置

1事業所当たり総表示面積に対して規制（総量規制）のある地域で、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、総量制限の緩和制度を設けています。

次の算式により算出した値を基準値とします。

$$(\text{算式}) \text{ 区分ごとの基準値} \times \text{敷地面積} / 1,000 \text{ ㎡}$$

※ただし、算出後の値が50㎡を超える場合は、50㎡を上限値とします。